参議院選挙公約　２０１３
【総合版】
～強い国よりやさしい社会～

社民党はめざす～「強い国よりやさしい社会」

５つの約束

- ★　改憲を阻止し、憲法をいかそう
- ★　くらしと雇用の再建で景気の回復を
- ★　「生活再建」で一刻も早い被災地の再生を
- ★　原発再稼働に反対、脱原発社会の実現を
- ★　ＴＰＰ参加反対、地域再生の柱に農林水産業を

１５の提案

１．復興
＜「生活再建」「人間の復興」に邁進＞
＜原発事故避難者支援、放射能汚染対策＞
＜災害に強いまちづくり＞
２．社会保障
＜暮らしの底上げ＞
＜医療＞
＜介護＞
＜年金＞
＜障がい者＞
＜自殺防止対策＞
＜住宅＞
３．雇用
４．こども・子育て支援
５．若者
６．教育
７．男女平等
８．法務・人権
９．分権・自治
１０．中小企業
１１．環境・みどり・農林水産業
１２．国土交通
１３．政治改革
１４．税財政
１５．外交防衛

2013年6月20日

社 会 民 主 党

社民党はめざす～「強い国よりやさしい社会」

安倍内閣は、デフレ脱却と言いながら、１月からの震災復興増税、７月からの地方公務員の賃金カット、８月からの生活保護費７．３％の削減、そして来年４月からの消費税３％増税など、国民生活にしわ寄せする「アベコベ政治」を展開しています。賃上げなき物価２％上昇は、くらしに大きな影響を与えます。そのうえ、小泉構造改革の焼き直しである労働の規制緩和を進め、雇用不安と格差を広げようとしています。

また、福島の事故が収束せず、放射性廃棄物の処理方策も確定しないまま、安倍政権は原発を海外へ積極的に輸出し、再稼働を推進しようとしています。

さらに、憲法第９６条の憲法改正手続きを緩和するのを突破口に、自衛隊を「国防軍」に変え「集団的自衛権の行使」を可能にするとともに、国民の基本的人権を「公益又は公の秩序」によって制限するなど、平和憲法の全面改訂を狙っています。

まさに私たちの先輩が築き、今日まで受け継がれてきた、平和と民主主義そのものが危うくなり、くらしと憲法は最大の危機を迎えています。

しかし、今政治が最優先に取り組むべきは、憲法を「改正」して「強い国」をめざすことではなく、被災地の復興、原発事故の収束、くらしと雇用の立て直しであるはずです。

私たち社民党は、安倍政権のめざす「戦争できる国」、「世界で一番企業が活動しやすい国」ではなく、一人も切り捨てられない、平和で人間らしく安心して暮らすことができる「やさしい社会」をめざしています。その基本となるのが、戦争の放棄や幸福追求権、生存権などを規定した日本国憲法です。

この選挙公約は、安倍政権のめざす「強い国」と社民党がめざす「やさしい社会」の対立軸として、５本の柱を設定し、「改憲を阻止し、憲法をいかそう」、「くらしと雇用の再建で景気の回復を」、「生活再建」で一刻も早い被災地の再生を「原発再稼働に反対、脱原発社会の実現を」、「ＴＰＰ参加反対、地域再生の柱に農林水産業を」を「５つの約束」と位置づけました。そして、復興、社会保障、雇用、こども・子育て支援、若者、教育、男女平等、法務・人権、分権・自治、中小企業、環境・みどり・農林水産業、国土交通、政治改革、税財政、外交防衛の１５項目のテーマを「１５の提案」としました。多くの皆さんと力をあわせて、公約の実現に全力を上げ、明るい未来を切り開いていきたいと考えています。

今度の参議院選挙は、「強い国」をめざすのか、「やさしい社会」をめざすのか、確かな未来を選ぶ、今後の日本の進路にとってきわめて重要な選挙です。しかも参議院選挙の後は、３年間、大きな国政選挙は予定されていません。安倍政権に白紙委任状を渡すことにならないよう、１％の大企業と富裕層のために９９％の国民を切り捨てる「アベコベ政治」を止めるのは、今しかありません。

改憲が唱えられ、民意がないがしろにされている今日だからこそ、国会での私たち社民党の立場と存在がますます重要になっている、と感じています。私たち社民党は、戦後一貫して、平和憲法にこだわり、働く者と平和のために闘ってきました。くらしと雇用を立て直し、また憲法改悪と戦争への道を許さないため、党の存在意義をかけて、先頭に立って頑張ります。

５つの約束

約束★改憲を阻止し、憲法をいかそう

今、日本国憲法と日本社会そのものが危機に瀕しています。私たち社民党はその危機に真正面から向き合い、先頭に立って、また多くのみなさんと共に危機を打開していきます。

安倍首相はことあるごとに「戦後レジームからの脱却」を強調しています。「戦後レジーム」とは、先の大戦の反省に立ち、二度と戦争はしないという決意の下で生まれた、「平和主義」、「国民主権」、「基本的人権の尊重」を柱とする平和憲法から脱却するという主張に他なりません。それはこの日本を、その時々の政権与党や国家権力といった権力者が自由に操作できる国に変えてしまうということです。まさに「日本を取り戻す」というのも、私たちから平和主義、国民主権、基本的人権を取り上げることであり、私たちの先輩が築き、今日まで受け継がれてきた、平和と民主主義、そして基本的人権そのものが危うくなっています。

そして安倍首相は、憲法尊重擁護義務に違反し、改憲発議にかかわる憲法第９６条の「改正」に取り組もうとしています。その先には、自民党の「日本国憲法改正草案」があります。集団的自衛権の行使の容認や国防軍の設置を提起し、また、「公益及び公の秩序」によって、「基本的人権」を制約できるようになっています。「戦争できる国」づくりを進めるため、第９条「改正」をはじめとした平和憲法の全面改定が狙われています。

立憲主義を破壊し、憲法第９条「改正」につながる、憲法第９６条「改正」に反対します。平和憲法は変えさせません。幸福追求権や生存権をはじめとする平和憲法の価値を現実のくらしと政治にいかします。

①憲法改正の発議要件を緩和する第96条「改正」は、国家権力を縛るためにある「立憲主義の憲法」の立憲主義の本質を破壊するものであり強く反対します。
②日本国憲法の「平和主義」、「国民主権」、「基本的人権の尊重」の三原則を遵守し、憲法の保障する諸権利の実現を第一として、国民の生活再建に全力をあげます。
③日本国憲法は、21世紀の時代を先取りする価値を持っています。平和、福祉、人権、地方自治などの憲法理念の具体化のための法整備や政策提起を進めていきます。平和憲法は変えさせません。
④平和憲法の理念の実現をめざし、「平和基本法」を制定します。憲法の理念に反する自衛隊の実態を、必要最小限の水準に改編・縮小します。
⑤「武器輸出3原則」を厳格に守り、法制化を求めます。集団的自衛権の行使を可能とするための憲法解釈の変更に強く反対します。自衛隊の海外派遣のための恒久法や、言論・表現の自由を侵す秘密保全法の制定に反対します。

約束★くらしと雇用の再建で景気の回復を

安倍政権は、デフレ脱却をめざして２％の物価上昇を目標として、「アベノミクス」と称する、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略の「３本の矢」

を展開しています。その結果、円安・株高が進み、経済は良好な環境に向かい始めたとされますが、企業の設備投資は５四半期連続マイナスとなり、多くの働く者の賃金は上がっていないなど、実体経済の回復にはほど遠い状況です。世論調査では、景気回復については、「実感していない」との回答が８０％に達しており、依然として日本経済は深刻な不況が続いていると言わざるを得ません。もともと企業内がカネ余りで、銀行にも大量の預金が存在する中、通貨供給量を倍増しても生産や投資、さらに家計所得の向上につながる保障は、まったくありません。それどころか、「アベノミクス」のデメリットが最近の長期金利や株価、国債価格、円相場の乱高下にあらわれています。

また、職種や勤務地、労働時間などを限って雇い、その職種などがなくなれば解雇されかねない「ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直しなどの雇用分野の規制の緩和も提起され、また解雇の金銭解決ルール、労働時間規制に関する適用除外制（ホワイトカラー・イグゼンプション）なども検討課題とされるなど、雇用はますます不安定になりかねません。「１０年後の１人当たり国民総所得（ＧＮＩ）１５０万円増」という目標も、ＧＮＩは１年間に作り出された付加価値額であり、企業所得や海外所得も含まれている数字であり、皆さん一人一人の所得が増えるかのようにいうのはまったくのマヤカシです。

そうした中、２％の物価上昇を目指すことによって、暮らしはますます苦しくなっていきます。すでに円安によるガソリンや燃油、電気料金、輸入食品等の値上がりが私たちを襲い、住宅ローン金利も上がり出しました。

そのうえ、来年４月から消費税率アップが実施されれば、家計に大打撃があることは間違いありません。しかも、消費税増税分は福祉に使うと言いながら、安心の社会保障の充実策はみえてきません。それどころか、「国土強靱化」という名の大規模公共事業の大盤振る舞いが始まっています。

景気が回復しないのは、ＧＤＰの６割を占める個人消費の元気がないからです。１５年連続で下げられ続けてきた勤労者の賃金や、全勤労者の３５％超にも増大した非正規労働者にみられる雇用の不安定化、その一方で大企業が余剰資金を２７０兆円も抱えています。この余剰資金を消費と需要の拡大に振り向けることが必要です。くらしと雇用を建て直し、景気の回復を実現します。

（１）賃金の引き上げと「いのち」「みどり」の雇用創出で景気回復

①所得と雇用の安定で、ＧＤＰの６割を占める個人消費を活性化するため、家計に対する支援を最重点と位置づけ、「家計を温かくする経済対策」で、積極的な賃金の引き上げや安定雇用の拡大を目指します。

②「いのち」（介護、医療、子育て、福祉、教育）と「みどり」（農林水産業、環境や自然エネルギー）分野へ重点的に投資し、働きがいのある人間らしい仕事をつくり、安定した所得と雇用でＧＤＰの６割を占める個人消費を活性化し、景気回復につなげます。

③この間落ち込んだ労働者の年収を回復するため、「賃上げ目標」を設定し、政策を総動員し

ます。
④「中小企業憲章」を国会で決議し、中小企業予算・施策を拡充します。また、中小企業に対する法人税率を引き下げます。市中銀行による貸し渋り・貸しはがしを防止するとともに、民間金融機関に公正な融資を義務づける日本版「地域再投資法」（金融アセスメント法）を創設します。

（２）労働者保護のルール破壊を許さない

①解雇しやすく低賃金に押さえ込む「限定正社員」（ジョブ型正社員／職務や勤務地、働時間を特定）の導入、労働者派遣制度の野放図な拡大、残業代を払わない労働時間の用除外制度など、労働者保護ルールの改悪を絶対に許しません。
②暮らしの底上げをはかるため最低賃金を引き上げます。時給１０００円を目指します非正規雇用から正規雇用への転換促進、同一価値労働同一賃金の実現を推進しディーセト・ワーク（尊厳のある人間らしい働き方）を実現していきます。
③増え続ける過労死・過労自殺に歯止めをかける「過労死防止基本法」の制定に取り組ます。長時間労働、不払い残業、過労死をなくし、ワークライフバランスを推進します。
④雇用の分野における性差別を禁止し、賃金格差の是正、男女平等の実現を目指して、女雇用機会均等法の改正、パート労働法の改正に取り組みます。
⑤サービス残業やパワハラ、退職強要などで若者を使い捨てにする、違法で悪質な「ブック企業」の増加は放置できない問題です。法的な取り締まりを強化し企業名を公表し若者の被害を防止します。
⑥地域公共サービスを守るためにも、「デフレ脱却」に反し、地域経済にマイナスとなる、地方公務員給与の削減に反対します。国や自治体の官製ワーキングプアをなくします。

（３）社会保障・社会福祉、住宅政策の充実

①社会保障は置き去り、消費税増税のみが突出した「一体改革」ではなく、国民本位の社会保障改革に取り組みます。社会保障の空洞化の大きな要因である雇用の劣化や格差・貧困の拡大に歯止めをかけます。
②生存権、生活保護の基本理念・原則を侵しかねない生活保護法の改悪と生活困窮者自立支援法を撤回させます。生活保護受給者のみならず、低所得者の生活に深刻な影響を及ぼす生活保護基準の切り下げを許しません。「健康で文化的な最低限度の生活」の底上げ、社会的セーフティネットの構築に取り組み、貧困の連鎖を防ぎます。
③住み慣れた地域で安心してくらしが継続できるよう、必要な医療、介護、保育の確保・充実に取り組みます。また、医療、介護、福祉分野の人材育成と確保、処遇改善に取り組みます。だれもが安心して老後を迎えられるよう最低保障機能を備えた年金制度を目指します。
④住まいは憲法２５条の保障する「健康で文化的な生活」の基盤です。現物給付（低廉

な家賃の公営住宅の供給拡大や空き家等の既存の住宅ストックを活用した借り上げ住宅等）や現金給付（家賃補助等）による「住宅支援制度」を創設し、「住まいの貧困」に対するセーフティネットを強化します。
⑤社会生活の基盤として、移動を確保するため、交通基本法を早期に制定するとともに、生活交通への支援を強化します。

（4）消費増税をストップ
①今後、消費税をはじめ給料１か月分が吹き飛ぶ国民負担増が襲ってきます。国民生活や家計、中小零細事業者、景気に大きな影響を及ぼし、逆進性を強める消費税の増税には反対です。「消費税増税法廃止法案」を制定し、弱者に厳しい消費税増税の撤回を実現します。
②低・中所得者への逆進性を解消するために、「消費税額戻し金制度」（自治体を窓口として飲食料品の消費税額負担分を支給）の創設や複数税率の導入を検討します。
③不公平税制の転換と経済成長による税収増で財政再建を目指すとともに、中期的な財政健全化プログラムを新規に策定します。

約束★「生活再建」で一刻も早い被災地の再生を

未曽有の被害を出した東日本大震災から２年余り。現在も全国で約 30 万人もの被災者が不自由な避難生活を強いられる一方、被災地では復興特需で活気づく事業や地域と、まちづくりや事業再開のメドがたたない地域との「復興格差」が広がっています。また避難生活の長期化が被災者の心身に過重な負担を強いる中、高齢者や障がい者の健康悪化とそれに伴う家族の介護負担の増加、医師・看護師不足の慢性化など、「いのち」の問題も深刻化しており、生活・雇用の場としての地域再建を今こそ急がなくてはなりません。
社民党は復興予算のずさんな実態を抜本的に見直すとともに、復興の進展に伴い多様化する被災地の要望を迅速・柔軟に反映する国の支援制度を確立。雇用や住宅の再建をはじめ、きめ細やかな生活支援を着実に推進します。
被災地の方々にとっての活力は、復旧・復興の前進が日々実感できることであり、それが未来への希望に繋がっていきます。社民党は震災や原発事故を決して「風化」させることなく、被災者や国民の思いに寄り添った一刻も早い「人間の復興」「生活再建」の実現に全力で取り組みます。

①生活・雇用の場としての地域再建を進めます。特に女性や子ども、障がい者、高齢者、外国人、非正規労働者などの復興過程への参画と意見反映を大切にし、セーフティネットを張り直し、弱者に手厚く福祉が充実した地域コミュニティの再生に全力を挙げます。
②被災地を置き去りにした復興予算の無駄づかいや、「アベノミクス」の公共事業大盤振る舞いで復興事業が後回しになることは許されません。予算の優先順位を明確化し、情報公開と執行チェック機能を徹底します。
③「制度に合わせた復興」ではなく、「復興に合わせた制度」を実現し弾力的運用を行います。

復興の進捗状況に応じて変化する被災地の要望を、的確に反映する支援制度を確立します。復興交付金の一括配分の制約を撤廃するなど、国による復旧・復興事業への各種財政支援を事情に応じ、生活再建のニーズに即応して柔軟に拡充・継続し、各地域の主体性・独自性も十分に発揮できるよう改めます。予定年度内にやむを得ず事業完了しない復旧・復興事業については、必要に応じて弾力的に繰越を認め、手続きも簡略化します。
④生活再建へ、被災者・避難者むけ雇用の創出・拡大と住まいの再建は待ったなしです。災害復旧事業や自治体業務に被災地の失業者を優先的に雇用拡大するほか、安定した雇用創出の支援策を拡充します。「第8次中小企業グループ化補助金」の遡及支給をはじめ、支給の要件・対象範囲を拡大、柔軟に運用します。災害公営住宅の整備を急ぐとともに、「生活相談支援員」などを配置したシルバーハウジングを実現します。二重ローン問題解消に向けて強力にサポートします。固定資産税の課税免除措置を延長します。

約束★原発再稼働反対、脱原発社会の実現を

長年にわたる自民党政権の原発推進政策、まさに「原発安全神話」が東京電力福島第１原発事故で破綻したにもかかわらず、安倍内閣は、その責任に無自覚なまま原発再稼働に意欲を見せ原発輸出にやっきになっています。しかし、原発事故いまだ収束せず、16 万人の方が避難生活を余儀なくされています。放射性物質は拡散し続け、放射能汚染も広がりを見せています。最近地震が頻発していますが、地震大国日本では原発とは共存できません。また使用済み核燃料１．７万トン（広島型原爆換算で１２０万発相当）の処分方法も場所も決めることもできないまま、子どもたちに核のごみのツケを残してはなりません。

（１）まずは東京電力福島第一原発事故の収束と被害者救済

①東京電力福島第一原発事故の処理を東電任せにせず、早期の完全収束に全力をあげます。放射能汚染水の環境中への放出に強く反対します。
②原発労働者の被ばくを最小化するための体制を整備し、国の責任で線量管理を徹底させます。国の責任で健康管理手帳（仮称）を発給し、検診・治療費を無償化します。
③福島の再生・復興に全力で取り組みます。避難を希望する者の「避難する権利」を保障し、避難の経費や避難後の生活再建を支援します。「原発事故子ども・被災者支援法」を活用し、子どもを放射能から守ります。健康被害に不安を抱え、外で思い切り遊ぶこともできない福島の子どもたちの保養を支援します。
④東京電力は法的に破綻処理を行ない、株主や金融機関の貸し手責任などステークホルダーに負担の分担を求めます。その上で、国の責任で十分な賠償を行なえる体制を整備します。
⑤原子力事故の特殊性を踏まえ、「立証責任の転換」を行ない、十分な賠償を早期に行なわせます。

⑥放射能を帯びている可能性のある瓦礫や廃棄物については、放射能の拡散につながらないよう予防原則を徹底し、国の責任で処分することとします。
⑦指定廃棄物の最終処分については、上限無しに各県で分散処理する方針を見直し、処分場の選定については白紙からやり直します。

（２）原発稼働は一切認めず、新増設は白紙撤回

①原発再稼働は一切認めません。
②稼働中の大飯原発3・4号炉は即時停止させます。
③原発の新増設はすべて白紙撤回し、建設を中止します。

（３）「脱原発基本法」の制定

①福島第一原発5・6号機と福島第二原発1～4号機および活断層の上に立地することが明らかとなった原発は直ちに廃炉とします。
②その他の既存原発については、「脱原発基本法」を制定し、老朽炉等のリスクの高い原子炉から順次計画的に廃止します。
③「もんじゅ」や再処理等の核燃料サイクル計画からは撤退し、使用済み核燃料についてはドライキャスクによる直接処分とします。
④原発立地地域支援のための立法を行ない、国が責任を持って地域振興と雇用対策を進めます。
⑤国会事故調査委員会の提言に基づき、事故の未解明部分の究明や廃炉問題などを調査審議する第三者機関の国会設置、国会による原子力規制当局や電気事業者の監視体制の構築を実現します。

（４）電力システム改革と再生可能エネルギーの促進

①電気料金の安易な値上げを認めません。電力会社の発・送・配電の所有を法的に分離し、50キロワット以下の規制部門も含めて自由化します。
②電力需給の逼迫に対しては、電力料金によりピーク需要の削減を誘導したり、「ネガワット取引市場」（節電量を供給量と見立てて取引する市場）を創設するなど、デマンドレスポンス（需要の抑制）によって対応します。
③土地利用制度や環境アセスメント体制の整備、地域社会での合意形成のガイドライン策定など、再生可能エネルギー整備のためのルール化を推進します。再生可能エネルギー関係の研究・開発投資を支援します。電源三法交付金は再生可能エネルギー促進のためのものとします。
④コジェネレーション（電熱併給）や、熱利用を促進し、地域・自治体レベルの取り組みを積極支援します。市民発電等様々な主体の参入・仕組みの構築を可能にし、地域エネルギー主権を促進します。
⑤再生可能エネルギーの規模が拡大するまでの間は、ガスコンバインドサイクル発電など高効率の火力発電を促進し電力供給の主力として活用します。

（5）放射能検査を拡充し安全性を確立

①市民参加の放射線量測定体制や一次産品の生産者による測定体制の整備等を促進します。

②すべての食品について放射性物質を検査する体制と、その結果を表示する制度を構築し、食品安全の確立、消費者の信頼回復に万全をつくします。重点検査の対象品目・地域を大幅に減らした国の食品放射性セシウム検査の新指針を改め、検査体制縮小を許しません。特に保育園や学校給食については、放射能検査を拡充し厳格な規制値を設けます。

③汚染農作物は国による買い上げを含め保管・処分費用、補償など公的支援を強めます。東京電力による農作物被害の損害賠償を迅速化させます。

④全国の大気や水質、土壌、汚泥、野生生物など周辺環境の放射能検査体制を国の責任で拡充・強化します。

約束★ＴＰＰ参加反対、地域再生の柱に農林水産業を

安倍政権は今年３月、ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）交渉への参加を表明しました。しかしＴＰＰは、首相が「あるべき社会像」とした「農山漁村の豊かな資源が成長の糧となる、地域の魅力があふれる社会」とは真逆の選択であり、農業を破壊するだけでなく保険や食品安全、公共調達、労働なども対象となっており、国内産業や国民生活に与える悪影響は計り知れません。日本が守ってきた国民皆保険制度が崩壊しかねないほか、海外企業との激しい競争にさらされる中小企業にも大きな影響が出ます。労働者の移動自由化は賃金の安い国が基準となり、労働者の賃金低下、内需の縮小をもたらしかねません。東日本大震災からの復興途上にある東北など被災地の農林水産業や関連産業、地域経済にも深刻な打撃を与えるおそれがあります。ＴＰＰは、日本への輸出拡大を実現できる米国にとってこそメリットが大きく、日米同盟を深化させるために米国主導のＴＰＰに入る必要は全くありません。

そもそも自民党は昨年末の衆院選で６つの条件が守られない限りＴＰＰには反対と国民に約束したのに、政権復帰するや否や参加に転じたのは明らかな公約違反です。社民党は日本を売り渡しかねないＴＰＰ参加に断固反対し、安倍政権と厳しく対決します。

①参加各国との事前協議でも農産物の重要品目の関税例外確保は何ら担保されておらず、TPP参加で日本農業は壊滅的打撃が避けられません。21分野もの規制緩和で地域経済や国民生活の隅々に甚大な悪影響を及ぼすTPPへの参加は、断じて認められません。国家主権を侵害するISD（投資家・国家訴訟）条項など非関税分野での弊害も計り知れず、日本の交渉参加を阻止し日米並

行協議も即時打ち切ります。
②プラス効果を水増しする一方、農業などへのマイナスの影響を過小評価している政府のTPP統一試算はまやかしにすぎません。農産物への直接的な打撃にとどまらず関連産業、地域経済に及ぼす影響まで考慮した正確な数値を示すよう、地域別試算の公表も含めて政府に見直しを強く求めます。
③後発参加国には対等な交渉権や拒否権すら与えられず、米国言いなりを強いられるTPP参加ではなく、各国の食料主権や多様な農業基盤を守る、真に公正で柔軟な経済連携を東アジア地域などで進めます。
④日本の輸出相手国は、TPP不参加の中国・韓国・台湾・香港・インドが主力です。「ASEAN（東南アジア諸国連合）プラス日中韓」やRCEP（東アジア地域包括的経済連携）など、東アジアを中心に相互互恵的な経済連携を進めるべきです。
⑤株式会社の農業参入の全面自由化など、TPP参加を念頭に安倍政権が画策する新自由主義的な規制緩和を許さず、地域産業の柱として農林水産業の再生と農山漁村の発展に全力を挙げ、里山や棚田など美しい日本の原風景や農村文化を守ります。
⑥安倍政権が掲げる「農業・農村所得倍増」は何の裏付けもない空約束でしかありません。社民党は戸別所得補償制度の法制化・拡充、環境支払の強化、飼料米・稲や米粉生産など水田の多面的利用の推進などで、食料自給率は「2020年に50％以上」を目指すとともに、特に若い世代が希望を持って農業に取り組める環境を整備します。小麦や飼料の20％以上を米粉や飼料米・稲でまかなう「田んぼの底力をいかす農業改革法」をつくります。
⑦食品添加物や残留農薬基準、遺伝子組み換え食品表示など、日本が独自に積み重ねてきた食の安全基準・規制がTPP参加によって緩和・変更されることは断じて認めません。
⑧米国が日本のTPP交渉参加条件とした米国産牛肉の輸入条件緩和を元に戻すとともに、全頭検査・トレーサビリティの徹底・全ての特定危険部位の除去・飼料規制などBSE（牛海綿状脳症）対策を継続・強化します。米側が求めている、米国産牛を原料とするゼラチンやコラーゲンの輸入解禁は認めません。
⑨TPP参加による医薬品・医療機器の価格規制の撤廃・緩和、株式会社の病院経営参入と混合診療の全面解禁を許さず、国民皆保険制度を守り抜きます。
⑩農山漁村地域などで住民の貴重な足である軽自動車の規格が、TPPにより廃止・変更を強いられることを許しません。

１５の提案

１．復　興

＜「生活再建」「人間の復興」に邁進＞

○未曾有の東日本大震災被害から2年余、生活・雇用の場としての地域再建を今こそ急がなくてはなりません。特に女性や子ども、障がい者、高齢者、外国人、非正規労働者などの復興過程への参画と意見反映を大切にし、セーフティネットを張り直し、弱者に手厚く福祉が充実した地域コミュニティの再生に全力を挙げます。

○被災地を置き去りにした復興予算の無駄づかいや、「アベノミクス」の公共事業大盤振る舞いで復興事業が後回しになることは許されません。予算の優先順位を明確化し、情報公開と執行チェック機能を徹底します。

○「制度に合わせた復興」ではなく、「復興に合わせた制度」を実現し弾力的運用を行います。復興の進捗状況に応じて変化する被災地の要望を、的確に反映する支援制度を確立します。復興交付金の一括配分の制約を撤廃するなど、国による復旧・復興事業への各種財政支援を事情に応じ、生活再建のニーズに即応して柔軟に拡充・継続し、各地域の主体性・独自性も十分に発揮できるよう改めます。予定年度内にやむを得ず事業完了しない復旧・復興事業については、必要に応じて弾力的に繰越を認め、手続きも簡略化します。

○生活再建へ、被災者・避難者むけ雇用の創出・拡大と住まいの再建は待ったなしです。災害復旧事業や自治体業務に被災地の失業者を優先的に雇用拡大するほか、安定した雇用創出の支援策を拡充します。「第8次中小企業グループ化補助金」の遡及支給をはじめ、支給の要件・対象範囲を拡大、柔軟に運用します。災害公営住宅の整備を急ぐとともに、「生活相談支援員」などを配置したシルバーハウジングを実現します。二重ローン問題解消に向けて強力にサポートします。固定資産税の課税免除措置を延長します。

○消費税増税は本来撤回すべきですが、仮に実施する場合でも復興に重大な支障を生じさせることから、被災者の住宅再建にかかる消費増税の据え置きなど、被災地に対する特例措置を強く要求します。

○被災地で進む公的支援の縮小に歯止めをかけます。医療・介護の保険料と窓口負担の免除や失業給付延長などの社会保障分野、所得税・住民税の減免などの税制分野について、被災者が一定の生活再建を果たすまで、支援が打ち切られることのないよう法整備を進めます。

○震災で肉親を失った遺族や生活・事業基盤を失った被災者が精神的に追い詰められることのないよう、全額国庫負担による生活保護制度の迅速・弾力的な運用や「自殺対策緊急強化基金」の設置期限を延長し大幅な基金の積み増しを実施するなど、長期にわたり万全の支援策を講じます。

○経済的理由で就学の機会が奪われることのないよう、学費・入学金・給食費などの減免を実施するとともに、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充をはかります。

○復興の主役は「ひと」です。被災地での人材不足が深刻な医師・看護師、介護職員、保育士等の確保対策を推進します。被災した児童・生徒に対するきめ細やかな心のケアや学習指導を継続実施できるよう、被災県への中長期的な教職員の加配措置を充実させます。全国からの職員派遣増加や経験者を中心に中途採用できる十分な交付税措置、職員への心のケアの拡充、被災地の職員定数増など、復興を最前線で担う被災自治体職員への支援を早急に強化します。

＜原発事故避難者支援、放射能汚染対策＞

○生活保障をはじめ原発事故避難者に対する充実した総合的支援体制の確立・継続や、受入自治体への財政措置強化をはかります。「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針を一刻も早く作成し、移動・居住・就労・医療と健康管理・所得減など、東京電力福島第一原発事故によって生じた新たな生活ニーズ全般を支援対象とし十分な予算措置を講じます。ワンストップ型の相談窓口を各都道府県につくり、避難場所によって受ける支援に格差が生じないようにするとともに、全国どの自治体においても被災者・避難者が検診などを将来にわたり継続して受けられるよう万全の健康管理体制を構築します。避難者個々人の「被災者カルテ」を作成し、受入自治体と避難元自治体との緊密な連携をはかります。

○低線量地域への避難が困難な子育て世帯に対し、子どもたちの被ばく線量低減に向けた「保養制度」を自治体やNPOなどと連携して推進します。

○農林水産業や観光業等の風評被害も含め、放射性物質の汚染に伴う全ての損害について賠償すべき対象

として早急に方針化するとともに、東京電力に対し幅広く責任を認め被害者の立場にたって迅速かつ十分な賠償を確実に行うよう強く求めます。

○福島原発事故による放射能汚染対策として汚染稲わら、牧草などの最終処分を国の責任で早急に行うほか、水路を含む被災農地・森林の除染や塩害対策を急ぐなど、震災と原発事故によって低下した農林水産業生産の復旧・復興に向けて万全の策を講じます。

＜災害に強いまちづくり＞

○将来の南海トラフでの巨大地震・津波や首都直下型地震等の被害想定も踏まえ地域防災計画や防災マップを抜本的に見直すとともに、災害時の情報システムの整備、地震・津波・台風・集中豪雨・竜巻等の観測・研究体制の強化を進めます。大規模災害に備えた業務継続計画や自治体間の支援体制強化、省庁の枠を超えた災害弱者に優しいまちづくりの推進、消防力の充実などで、次の被災者を生まない防災体制を確立します。大規模な「災害対応一括交付金」を制度化し、府省を超えた使途の弾力化をはかります。

○学校・病院・自治体庁舎・公営住宅など全国の公共施設、道路・鉄道・橋梁・トンネル・ダム・堤防・港湾岸壁・上下水道管など社会インフラの老朽化の実態を早急に調査・把握し、災害による倒壊・破損を招かないよう更新・改修・耐震対策を進め、こうした災害に強い国土づくりを地域活性化や新たな雇用創出にもつなげます。

○消防機関を地域に暮らす住民の安心の拠り所として、災害の未然防止から、発生した場合の即時対応、被災者の社会復帰や救済まで、総合的に情報やサービスを提供する「地域安全安心センター」を目指していきます。

○「消防力の整備指針」を目標として、地域の実情に即した各自治体における消防職員・消防資機材の整備を進めます。消防団員の待遇改善を図るなど、消防団の活性化に努力します。消防用ヘリコプターの配置の増強や緊急消防援助隊の装備資機材の充実を進めます。消防車と救急車の機能を併せ持った「消救車」の導入を進めます。

○市民の潜在的な防災能力を引き出すための防災教育、地域におけるボランティア組織の育成など、「災害に強い人づくり」といったソフト面の整備を推進します。消防職員の団結権を回復します。

２．社会保障

○社会保障は置き去り、消費税増税のみが突出した「一体改革」ではなく、国民本位の社会保障改革に取り組みます。社会保障の空洞化の大きな要因である雇用の劣化や格差・貧困の拡大に歯止めをかけます。

＜暮らしの底上げ＞

○生活保護制度の改悪を許しません。受給額が減少する生活保護世帯は９６％。特に子どもの貧困化が心配です。また、生活保護費の基準は、税金や保険料などにも影響するため、国民生活に大きな混乱、大きな負担増を強いることになりかねません。セーフティネットを守り、「健康で文化的な最低限度の生活」の底上げに取り組みます。生活に困窮する人々を個別的・継続的に支える「パーソナル・サポート」サービスを確立します。

＜医療＞

１．医師や看護師など医療従事者の数を増やします

○病院で働く医師の４割が過労死ラインとされる月８０時間以上残業をしているという調査結果が「労働政策研究・研修機構」から発表されました。勤務医の労働条件の改善は急務です。計画的に医師を養成し、少なくともＯＥＣＤ平均並みに医師数を増やします（日本の人口千人当たりの医師は２．１人、ＯＥＣＤ平均の３．１人をはるかに下回っています）。

○特に、地域医療を担う総合医師、小児科・産婦人科・麻酔科の医師を増やすために、医師研修制度のあり方、地域の採用枠と診療科の採用枠の設定、診療報酬などについて改善を行います。

○看護師やコメディカルスタッフ（薬剤師・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士など）の増員と労働条件の改善を行います。また、短時間正規雇用の導入、院内保育所など職場環境を整備し、女性医師や医療従事者の仕事と家庭の両立支援を行います。

２．地域の医療を確保します

○年金福祉施設等の整理合理化を目的とした「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」（ＲＦＯ）が、２０１３年度から、病院等の運営等を目的とした「独立行政法人地域医療機能推進機構」組織に改組されます。社会保険病院や厚生年金病院の譲渡をやめさせ、それらの病院が救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、リハビリテーション等、地域の医療・介護を提供する拠点となるよう機能強化をすすめます。
○地域の生命と健康の砦である公的病院（国立・公立・日赤・社会保険病院・厚生年金など）の統廃合に歯止めをかけ、地域の病院を守ります。がんや脳卒中の治療、救急医療・産科・小児科などを確保します。
○地域における医療施設の機能分化を明確にし、院内・病院間・地域の医療の連携を強化して、情報の共有を行うシステムをつくります。各都道府県が、救急搬送システム、受け入れ医療機関の確保に責任を持てるよう国が援助を行います。

３．“医療難民”“介護難民”をなくします

○療養病床に関する改定を是正し、“医療難民”“介護難民”を生み出している療養病床の削減計画を早急に見直します。
○機械的に日数のみでリハビリを打ち切るリハビリ日数制限を撤廃します。個々の患者の病状や障がいの程度を考慮し、継続したリハビリを保障します。
○診療報酬を抜本的に増額し、地域の医療体制を再建します。人的配置や技術などについて診療報酬を引き上げます。救急医療、小児科・産科・麻酔科について診療報酬上の評価を行います。

４．世界に誇る国民皆保険を堅持します

○すべての国民が各公的医療保険に加入し、いつでも、どこでも、だれでも安心して医療を受けられる国民皆保険制度を堅持します。同制度の崩壊につながりかねないＴＰＰに反対します。
○安全性、有効性、普遍性が確認され、国民にとって必要な医療は速やかに保険適用をはかり、所得の格差が医療内容を左右する混合診療は導入しません。
○公費を投入して市町村国民健康保険の強化に取り組みます。保険料の減免制度を充実し、保険証の取り上げをやめ、無保険者をなくします。
○子育て世帯の保険料負担を軽減できるよう市町村国民健康保険の保険料の算定方法の見直しに取り組みます。例えば１８歳未満の子どもは被保険者人数から外し、その部分について国庫負担とすることなどを検討します。

５．後期高齢者医療制度を廃止します

○「後期高齢者医療制度」は病気になるリスクの高い年齢層を他と切り離し、高齢者の医療費削減を目的に設計されています。将来、医療内容が制限されかねないうえに、保険料負担は上昇率が非常に高く、持続可能な制度とはいえません。継続的な見直しが必要です。
○国民健康保険の都道府県単位の財政調整の強化により広域化を図るとともに、保険者機能の強化、財政の安定化、医療供給体制などの面から、市町村国民健康保険のあり方、健康保険の適正規模を検討します。
○７０から７４歳の窓口負担、２割への負担増を撤回し、一律１割負担にとどめます。
○「特定検診・保健指導の実施率」「内臓脂肪症候群の該当者・予備軍の減少率」は、保険者の努力だけで改善できるわけではありません。健康・経済・雇用などの面から総合的な検討を行います。実施率や減少率に応じて、保険者の支援金を加算・減算の対象とすることを撤回します。
○在宅医療を中心にすえ、切れ目のない医療と保健、福祉を結ぶ「地域包括ケア」の実践を広めます。
○超高齢社会へ対応するために、リハビリ医師の育成、緩和ケアの充実に取り組みます。
○患者や家族の要望を踏まえた実践を通じて、患者の尊厳を大切にした終末期医療や看取りのあり方を

探求します。

６．がん対策、肝炎対策、難病対策に取り組みます

○がんの予防と早期発見の推進、がん検診の質の向上、がん医療の均てん化の促進に取り組みます。専門的な知識や技能を有する医師等の育成、医療機関の整備を推進します。
○がん対策基本法にもとづいて制定された「がん対策推進基本計画」を着実に実行します。
○「Ｃ型肝炎救済特別措置法」「Ｂ型肝炎救済特別措置法」「肝炎対策基本法」を円滑に運用するとともに、全国的な肝炎治療体制の整備、医療支援、治療中の生活支援を拡充します。血液製剤によって肝炎ウィルスに感染した血友病患者についても賠償と同様の支援策を早急に構じます。
○難病の調査研究費を増やし、特定疾患の対象を拡大します。難病患者の治療の確保、負担軽減、療養環境の向上の観点から難病対策基本法をつくります。

７．身近な地域で安心して妊娠、出産、育児ができるようにします

○助産師の力を活用し、助産院、母子健康センター、産院など、妊婦健診と正常分娩の受け皿となる分娩施設を身近な地域に増やします。
○妊婦健診や分娩を健康保険の適用にして、医療やケアの内容、料金の透明性を高めます。基本的な妊婦健診と出産を無料化します。
○子どもが病気になっても安心して医療にかかわるように、小児医療体制を整備します。子どもの医療費を中学校卒業まで無料にします。
○不妊専門相談センター、不妊治療に関する経済的負担を軽減し、不妊治療への支援に取り組みます。

８．患者の権利を確立します

○患者本位の医療を実現するために、インフォームド・コンセント（十分な説明と理解、納得したうえでの合意）を徹底します。「患者の権利基本法」を制定します。
○カルテ開示の法制化やレセプト（医療費明細書）の開示を早急にすすめ、患者や家族が医療記録を知る権利を保障します。

９．医療事故の再発を防止します

○「医療基準監督局」（仮称）を設置し、医療事故の原因調査、再発防止のために、医師の事故報告の義務化や安全指導を行います。また、被害者救済のための公的医療賠償責任制度をつくります。

１０．新型インフルエンザ対策を強化します

○現在行われている定点観測（全国５０００か所）を充実し、インフルエンザの種類、感染の状況、重症度などを継続的にチェックします。２次、３次流行、症状変化の把握を的確に行い迅速に対応します。
○感染症患者の受け皿となる地域の医療機関の基盤を強化します。

１１．予防接種に関するモニタリング体制を拡充します

○予防接種の副反応についてモニタリング体制を抜本的に拡充し、迅速な被害救済をすすめます。
○婦人科検診を充実し、２０歳代３０歳代で増えている子宮頸がんを防止します。子宮頸がんワクチン接種の接種について、本人・保護者の正しい理解と合意を徹底します。

１２．エイズ対策を強化します

○エイズに対する正しい知識の普及、検査や相談が受けられる体制など予防対策を徹底します。特に、若者への性教育、在日外国人、海外滞在者などに対して重点的な啓発活動を行います。
○国公立病院における患者・感染者の受け入れ体制の強化、医療従事者の養成、患者・感染者に対するカウンセリング体制など、エイズ患者への医療体制を整備、充実します。
○アジア地域における患者・感染者は急増しています。日本は、ワクチンや根治薬の開発など研究分野をはじめ、国際協力に積極的な役割を果たします。

＜介護＞

１．特養ホームや小規模多機能施設の増設、在宅生活の支援強化で介護施設待機者をゼロにします

○特別養護老人ホームの入所者は約４２万人。入所待機者は入所者数を上回っています。５カ年計画を策定し、特別養護老人ホーム、介護保険施設、介護療養型医療施設などを、現在の倍に増やします。
○住み慣れた地域で暮らしつづけられるように、小規模多機能施設、グループホーム、ケアハウス、有料老人ホームなど多様な施設を大幅に増やします。
○訪問介護サービスの大幅な拡充と訪問看護の充実で、高齢者の在宅生活を３６５日２４時間、支える体制をつくります。
○介護療養病床を削減・全廃する計画をストップさせます。地域に必要な医療と介護を受けられるように医療と介護の連携をすすめます。

２．「要支援」を介護保険の対象から外すことを阻止します

○厚生労働省は、介護の必要度が低い「要支援１」「要支援２」と認定された人向けのサービスを、介護保険制度から切り離すことも含めて見直していく方針を固めています。また、政府の社会保障制度改革国民会議は、軽度の高齢者は保険給付から市町村事業に移行し、ボランティア、ＮＰＯなども活用して効率的に実施すべきだと提案しています。軽度者のサービスを切ることは介護の社会化に逆行し、介護保険制度への信頼を揺るがすものであり反対です。

３．保険料・利用料金を見直し、だれもが利用できる制度へ改革します

○介護保険料の段階区分をより細かく設定し、低年金、低所得の高齢者の保険料負担を軽減します。公費負担割合の引き上げ、各都道府県に設けられた「財政安定化基金」の活用で保険料の引き上げを緩和します。
○介護保険の利用料負担が重荷となって、必要なサービスを利用できない低年金、低所得の高齢者が生じないよう、利用料の減免制度を徹底します。
○介護施設の食費・居住費が全額自己負担になったことにより、施設利用を困難にしています。補足給付を拡充し利用者負担を軽減します。

４．介護認定を簡素化します

○要介護者の生活実態やニーズと介護認定結果との乖離により、在宅生活に困難が生じています。事務手続や時間がかかる介護認定を見直し、現行の７段階から３段階程度に簡素化します。ケアマネジャーなど現場の専門家の裁量を大きくするしくみを検討します。
○軽度の認定者であっても、訪問介護、通所介護、福祉用具など、本人の生活に必要なサービスは利用できるようにします。同居家族がいることを理由に行われている生活援助制限を是正します。

５．労働条件の改善と人材育成に取り組みます

○介護労働者の正規雇用化を進めるとともに、低賃金を計画的に改善します。
○施設の人員基準の改善（介護施設の配置基準を現行の３対１から２対１に見直す）、事務負担の軽減、専門性を高める研修制度の充実などに取り組みます。介護を働きがいがあり、継続できる仕事に改善し、就労者を増やします。

６．地域で暮らし続けられるよう総合的な高齢者福祉政策を充実します

○認知症の予防・早期治療・介護の質的向上、家族への支援態勢などを行います。
○地域包括支援センターの機能を強化するとともに、老々介護や独居、虐待、低所得など、高齢者のさまざまな問題について自治体が責任を持って解決ができるよう態勢を整えます。

７．介護費用の国庫負担を引き上げます

○介護基盤の整備、介護報酬の引き上げなどに伴って上昇する介護保険料・介護利用料を抑制するために、国庫負担割合を３０％に引き上げ、さらなる引き上げを検討します。

８．レスパイトケアを拡充します

○高齢者虐待、障害児・者虐待の背景には家族の介護疲れがあります。在宅でケアをしている家族を癒やすための一時的なケア（レスパイトケア）が必要です。レスパイトケアの社会的な認識を高めるとともに、レスパイトケアを保障する制度や施設への短期入所や自宅への介護人派遣など家族支援サービスを拡充します。

＜年金＞

１．年金給付水準の引き下げを止めます

○３年間で段階的に２・５％引き下げる特例水準によって、年金額は今年１０月から１％引き下げられます。政府は、アベノミクスによって物価２％上昇となれば特例水準は解消されると言いますが、実は、物価が上昇してもマクロ経済スライドによって年金額は増えません。特例水準の解消は中止すべきです。また、少子高齢化に対応して、実質の年金価値を徐々に下げていくマクロ経済スライドは年金の一律給付カットであり、国民年金だけの受給者や低年金者にとって、非常に厳しく作用します。最低保障機能の観点や、国民年金受給額と生活保護受給額との整合性の観点から、マクロ経済スライドの一律適用を見直します。

２．年金制度の信頼回復をはかります

○いわゆる「宙に浮いた年金」「消えた年金」「改ざんされた年金」など年金記録の正確な回復作業を促進します。年金記録がまちがっている可能性が高い人について、一定基準による早期の救済策を検討します。事務局体制を強化し、記録が回復した年金の支給を迅速に行います。
○国民年金保険料の納付率は約６０％を低く、その背景には収入の少ない非正社員の増加や年金制度への不信感などがあるとみられます。未納・未加入は、障害者年金の受給権が得られない、将来の低年金、無年金問題などに直結し、本人にとって非常に不利です。年金保険料免除制度の周知徹底を図るとともに、徴収業務に十分な数の職員を配置するなど、国民年金徴収率の向上を図ります。
○非正規労働者への社会保険制度の適用を拡大し、厚生年金への加入を進めます。
○年金制度をはじめ、社会保険制度が、自分たちの生活のセーフティネットであり、社会の支え合いの制度であることを中学生、高校生など若い世代が、しっかりと認識できるよう学校教育、社会教育を充実します。

３．年金に関する情報提供と情報共有をすすめます

○年金記録を政府と国民が共有し、毎年双方向でチェックするしくみを徹底します。毎年誕生日月に送付する「ねんきん定期便」に、前年の年金加入記録の他、年金見込額、過去の加入記録、積立金の運用成績、年金制度運営のための行政コスト・間接コストなどを掲載します。
○保険料の履歴や将来の受け取り見込額を自分で確認できる「マイ年金手帳」をつくります。

４．最低所得保障機能を備えた年金制度改革に取り組みます

○年金制度を一元化し、転職や結婚などで移動する必要のない、公平でわかりやすい個人単位の制度にします。新しい年金制度は、自分の賃金が年金受給に反映される「所得比例年金」（財源は保険料）と、社会が支え合う「基礎的暮らし年金」（財源は税金）の組み合わせです。
○「所得比例年金」は、だれもが無理なく支払える所得比例の保険料（給与所得者は労使折半、自営業者らは全額負担）とし、納付した保険料に見合った年金額にします。
○「基礎的暮らし年金」は無年金や低年金を防止する最低所得保障の機能を果たします。全額税財源による社会連帯のセーフティネットです。「所得比例年金」の受給額によって額は異なり、所得比例年金がゼロの単身者で月８万円をめざします。
○国民の合意形成を早急に行うべく国会で議論を開始し、高齢者が生活できる年金額が手元に残るように、医療・介護の自己負担（保険料と利用料）や税制のあり方を総合的に見直します。
○「所得比例年金」の保険料は税と一体徴収します。総合課税化を推進する「公平番号制度」を早期に

導入し、所得を正確に捕捉して不正を防止します。

＜障がい者＞

１．当事者が主体となる障がい者制度改革を推進します

○成立した「障害者差別解消法」を円滑に実施し、障がい者権利条約が原則とする「社会への完全且つ効果的な参加とインクルージョン」を推進していきます。国連「障害者の権利条約」の批准を目指します。

○「障害者自立支援法」が改訂され、「障害者総合支援法」ができましたが、抜本的な改正には至っていません。収入認定を世帯単位から障害児者本人のみに変えること、自立支援医療に減免制度を導入すること、難病者・慢性疾患者等を制度の谷間に残さないことなど、残されている課題の取り組みます。

２．国際的な水準に基づいて「障がい者の定義」を確立します

○２０１１年通常国会では、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の制定が行われました。法律の徹底、実効性を高めるとともに、さらに法整備をすすめ、「国連障がい者の権利条約」の批准を目指します。

○国際的な水準による「障がいの定義」を確立します。「国連障がい者の権利条約」にもとづいて障がい者の所得保障、働く場や生活の場など基幹的な社会資源の拡充、就労支援策の強化などを行います。

○発達障害者が犯した事件に対し、社会的な危険視から量刑を行う判決が裁判員裁判で出されました。これは発達障害に対する無理解によるものであり、正しい認識を広げなければなりません。発達障害者支援法による支援策を強化し、都道府県の発達障害者支援センター、地域生活定着支援センターにおける受け皿つくりをすすめます。

３．障がい者の働く場、雇用を広げます

○障がい者の法定雇用率が２０１３年度から引き上げられ、民間企業は２．０％（現在１．８％）、国・地方自治体は２．３％（現在２．１％）になります。障がい者の自立と共生社会の実現に向けて、法定雇用率の達成をすすめます。

○ハードルの高い「一般就労」と訓練的な要素が強い「福祉的就労」の中間となる「社会的雇用」の実践をもとに、社会的雇用の制度化をすすめます。

○障がい者の暮らしの基盤となる障害者年金を拡充します。

４．障がい者の社会参加を推進します

○障がいを持つ人が「参加しやすい選挙」は、お年寄りや体の不自由な人などすべての国民にとって「参加しやすい選挙」です。選挙のバリアフリー化、ユニバーサル化を推進します。

○地上デジタル放送への移行に際しては、「視覚障がい者にも使えるリモコンを」、「障がい者にもチューナーを」という要求への対応を強化します。

○障がい者が放送を通じて情報を入手するうえで必要な手段である字幕放送ならびに手話放送の増加を求めます。

○移動困難な障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、社会参加の機会を増やすには、公共交通を整備することが第一ですが、運転免許の取得がネックとなっていることも否定できません。障がい者の運転免許取得を支援するためのバリアフリー化をすすめます。教習所や各種の講習、免許行政窓口で、手話通訳、文字通訳、字幕などの情報保障の整備をすすめます。指定教習所において手動・足動運転補助装置を普及させます。交通の安全と障がい者等の社会参加が両立するよう、障がい者団体を含め、広く各界の意見を聴取しつつ、運転免許の適性試験・検査についても科学技術の進歩、社会環境の変化等に応じて見直しを行います。障がい者の運転免許取得を支援するため、取得費用に対する助成制度をつくります。

○著作者の音訳を制限する著作権法を改正するとともに、「ＥＹＥマーク」運動をすすめます。

＜自殺防止対策＞

１．自殺は防ぐことのできる社会的問題として総合対策を推進します

○国・自治体・民間の実態調査、情報提供を踏まえ、地域の特性や原因に即した戦略的な自殺総合対策を推進します。
○自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であり、早い段階で経路の連鎖を断ち切ることが重要です。ハローワークなどを拠点に、就労と生活支援、心の悩み相談、多重債務者支援等のワンストップ窓口の開設に取り組みます。

２．自殺の再発を防ぎます

○自殺未遂者の自殺再発を防ぐために、救命救急センターに精神科医師を配置するなど、精神科医による診療体制の充実、福祉との連携強化等をはかります。家族など身近な人の見守りを支援します。ＮＰＯ団体の知恵と熱意を最大限にいかします。

３．子どもの自殺、いじめをなくします

○児童・生徒が楽しく仲間と学ぶ場となる学校を目指します。自信と仲間への信頼感を醸成できる場となるよう、生涯教育の一環として幼児教育、学校教育を見直します。生徒、親、教師など学校における当事者参画の仕組を目指します。
○小学校の２０人学級を目指します。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置を拡充します。

＜住宅＞

○住まいは憲法２５条の保障する「健康で文化的な生活」の基盤であり、住まいは人権です。すべての人に安定した住まいを保障するため、住宅を社会保障として位置づけ、福祉と環境の視点から住宅政策を見直します。
○すべての人々の住生活の向上と居住保障という「居住の権利」（ＨｏｕｓｉｎｇＲｉｇｈｔｓ）を確立するため、「住宅基本法」を制定します。
○高齢者（施設入居者等を含む）、障がい者、低所得者、失業者、若者など誰もが住居を確保し、安心して暮らせるよう、自治体の住生活におけるコーディネート機能を強化します。具体的には、現物給付（低廉な家賃の公営住宅の供給拡大や空き家等の既存の住宅ストックを活用した借り上げ住宅等）または現金給付（家賃補助等）による「住宅支援制度」を創設し（生活保護制度の住宅扶助は廃止）、「住まいの貧困」に対するセーフティネットを強化します。家賃の税制上の控除制度を検討します。
○各地における「居住支援協議会」の設置を進めるとともに、「公的な保証人制度」や「公的家賃債権保証制度」を創設します。
○居住性が悪く、安全性に大きな問題を抱えている、いわゆる「脱法ハウス」をはじめ、不安定な居所に住まざるをえない人についての緊急調査と実態把握を行います。現入居者の住宅確保、居住保障など適切な対応も行います。法的にも極めて不安定な位置にある「ゲストハウス、シェアハウス」について、法令上の全般的な整備を早急に行います。
○自治体の「空き家バンク」を整備するなど、中古住宅のデータベースを整備するとともに、古い空き家のリフォームや築年数の古い集合住宅に手を入れて、家賃負担が軽い住宅を再供給し、既存の住宅ストックの有効活用と住宅困難者対策の一石二鳥を実現します。
○高齢者の施設も「住まい」と位置づけ、ユニットケアを基本とし、個人の尊厳を重視した良質な居住環境を確保するとともに、プライバシーの確保が図られるよう整備します。
○子どもを育てる世代、バリアフリーの住宅を望む高齢者世代など、人生の節目にあわせた住み替えを柔軟に行えるようにしていきます。
○公的住宅政策を抜本的に強化し、公営住宅、雇用促進住宅、ＵＲ（公団）賃貸住宅、公社賃貸住宅、住宅金融支援機構等について、これまでの市場化志向を全面的に改めます。旧公団住宅（ＵＲ住宅）

の民営化や売却・削減、定期借家権の導入に反対し、「安心して住みつづけられる公団住宅」、「みんなの心通い合う地域コミュニティづくり」をめざします。雇用促進住宅の廃止をやめ、若者の雇用と住まいのために積極的に活用します。

○公共住宅の敷地や施設を有効活用し、医療施設、介護施設、子育て支援施設等の整備促進をはかるとともに、オープンスペースや緑地、子どもの遊び場、地域の防災拠点など地域社会の貴重な環境資源としても活用します。

○地域住宅産業は環境にやさしく地域の雇用や経済など裾野が広い効果を持っています。省エネリフォームやバリアフリーリフォームに対する補助制度を充実させ、地域住宅産業の振興と雇用創出を行います。

○建設技能者の育成をはかるため、職業関連助成金の確保、業界全体で建設技能者養成に取り組むための建設技能者養成基金（仮称）を創設します。

○建築の質を高め、社会をゆたかにするため、建築物を社会資産とみなし、建築主・所有者の財産権と周辺の環境権との調整の原則を示すような「建築基本法」の制定をめざします。日本の伝統的な民家建築は、自然と共生し、住む人も健康に暮らせる、とても優れたエコロジー建築であり、伝統構法技術を振興します。

３．雇　用

１．労働者保護ルールの改悪を許しません

○安倍政権は、解雇しやすく低賃金に押さえ込む「限定正社員」（ジョブ型正社員／職務や勤務地、労働時間を特定）の導入、労働者派遣制度の野放図な拡大、残業代を払わない労働時間の適用除外制度など、経済界の要請を受けて、雇用法制の規制緩和へ大きく舵を切っています。雇用の破壊につながる労働者保護ルールの改悪を絶対に許しません。

○サービス残業やパワハラ、退職強要など、若者を使い捨てにする、いわゆるブラック企業と呼ばれる違法で悪質な会社が増え、若者の労働環境の悪化は放置できない問題です。違法行為をはたらく企業の取り締まりを強化するとともに、企業名を公表します。

２．非正規労働の拡大に歯止めをかけ、正規労働へ雇用の転換を進めます

○現在、雇用者のうち非正社員は約３人に１人で、このうち５人に１人が正社員を希望したが叶わなかった不本意型非正社員です。また、４分の１は年収２００万円以下のワーキングプワー層です。労働者の権利行使が難しく、賃金や労働条件が低く抑えられかねない間接雇用である労働者派遣や非正社員が増大したことが原因です。非正規労働の拡大や解雇規制の緩和に歯止めをかけ、正規労働へ雇用の転換、均等待遇をすすめます。ディーセント・ワーク（尊厳のある人間らしい働き方）を実現していきます。

○労働者派遣法について、登録型派遣の原則禁止、製造業務派遣の原則禁止、専門２６業務の見直し、派遣先責任の強化など、残された課題に、労働者保護の観点から取り組みます。安倍政権が行おうとしている野放図な派遣制度の拡大をやめさせます。

○雇用契約は、直接雇用、期限の定めのない雇用であることを原則とします。パート労働法、労働契約法、労働者派遣法を改正して、パート・契約社員・非常勤・嘱託・派遣など無限定に拡大しつづける有期契約（非正規）労働に歯止めをかけます。

○改正労働契約法は、雇用の入り口の規制（有期労働を一時的・臨時的業務等、合理的な理由がある場合に限定）が見送られ、出口規制は入ったものの、５年を超えて反復更新している労働者に対して、無期契約への転換の申し出権を与えるに留まっています。また、クーリング期間６か月で有期雇用契約がリセットされ、無期雇用への申し出ができないこと、雇い止めの誘発を抑制できないことなど問題があります。法のさらなる改正とともに、５年を短縮して無期転換するしくみを作るなど、現場の運動を強めていきます。５年を超えて雇用を反復更新している労働者が、「限定正社員」の枠に押し込められないよう注意し、同等の権利を有する正規労働への転換を進めます。

○ＥＵ諸国にならい「有期契約労働者であることを理由とした合理的な理由のない差別の禁止」を規定し、有期契約労働と正規労働者との均等待遇をすすめます。

○労働の価値評価を正当に行うために、客観的な職務評価システムを確立し、同一価値労働同一賃金の

原則で均等待遇をすすめます。

３．最低賃金を引き上げて生活できる賃金水準を確保します

○最低賃金が生活保護水準を下回る都道府県の最低賃金を早急に引き上げます。
○中小企業に十分に配慮をしつつ、最低賃金を段階的に１０００円以上へ引き上げ、ワーキングプアをなくします。

４．長時間労働、不払い残業、過労死をなくします

○残業の上限を法律で定めるとともに、時間外勤務手当の割増率を現行の２５％から５０％に引き上げて、長時間労働、サービス残業（時間外割増賃金を支払わない違法労働）を規制します。
○勤務終了後、次の勤務開始までに最低１１時間の休息を労働者に保障する「勤務間インターバル制度」の導入を検討します。
○増加する精神疾患や過労死・過労自殺を防止するために、「過労死防止法」の制定に取り組みます。
○労働時間規制の適用から労働者を外し、残業代を不払いとする日本版ホワイトカラー・エグゼンプション（自律的労働時間制度）の導入を許しません。
○長時間・過密労働の解消と新規雇用の創出、ワークシェアリングを同時にすすめます。

５．解雇の制限ルールを徹底します

○整理解雇に関する４要件（整理解雇の必要性、整理解雇を回避するための努力、整理解雇の対象労働者の選定基準の合理性、対象労働者・労働組合への説明・協議）を雇用者に厳守させます。４要件に、雇用創出型のワークシェアリング（時間外労働・休日労働を削減し雇用を生み出して分け合う）を新要件として追加します。

６．職業訓練と生活支援費を支給する「求職者支援制度」を拡充します

○政権交代の成果として、求職者支援制度（雇用保険を受給できない人等に職業訓練と生活支援費を支給）が法定化されました。職業訓練機能の強化を高めるとともに、雇用保険と生活保護の間に位置する新たなセーフティネットとして実効性を強めます。
○職や住まいを失った人たちに対する総合的な相談と支援（就労・生活・住宅・緊急貸付・多重債務、職業訓練など）を、ハローワークにおいてワンストップで行なう仕組みを検討し実現をめざします。

７．雇用の場における男女平等を実現します

○女性正社員の賃金は男性正社員の７割弱、非正規も含めると男性の５割で、男女間の賃金格差は深刻です。同一価値労働同一賃金原則を確立し賃金格差を是正します。国が数値目標を設定して、差別是正に取り組むことを検討します。
○男女雇用機会均等法の改正に取り組み、法の実効性を高めます。目的、基本理念に「仕事と生活の調和」の平等保障を明記します。差別の定義をおきます。賃金を対象事項に含み、「間接差別禁止規定」を例示列挙し、「雇用管理区分」を超えた男女差別も禁止します。
○パート労働法における差別的取り扱い禁止の対象となるパート労働者は極めて限定的です。すべてのパート労働者を対象者とし、パート労働者の権利を強化します。また、実効性ある正社員転換制度を組み入れます。
○改正育児・介護休業法の全面施行（２０１２年７月、中小企業も対象）を踏まえ、育児短時間勤務制度、所定外労働の制限、介護休暇の周知など、育児・介護と就業の両立について環境整備をすすめます。
○有期雇用労働者の育児休業取得は極めて低く、「産休切り」「育休切り」が増えています。育児介護休業法の有期雇用労働者の取得要件を削除し、希望者が仕事を継続できる環境を整備します。
○差別是正のための実効ある法整備、迅速に差別を改善するための相談窓口、救済機関の拡充、企業に対する指導の強化などの措置を講じます。
○積極的な平等実現策（教育研修や透明公正な処遇制度の構築、育児・介護支援、過去差別を受けてきた人へのサポート等）を講じ、差別をなくします。企業へのポジティブアクション（例えば、行動計画の策定や入札に際して行動計画策定の有無を考慮要素とする等）を義務づけ、女性が能力を生かせる環境づくりを行います。

○セクシャルハラスメント（性的いやがらせ）、パワーハラスメント（権力や地位を利用したいやがらせ）の防止、禁止に取り組みます。
○男女がともに仕事と家族的責任の両立がはかれるようワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。
○ＩＬＯ雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（１１１号）、パートタイム労働条約（１７５号）、使用者の発意による雇用の終了に関する条約（１５８号）、母性保護条約（１８３号）の批准を推進します。

８．若者への職業教育訓練や、就労支援を強化します

○「高卒就職ジョブサポーター」「大卒就職ジョブサポーター」を公共職業安定所に配置するとともに、各学校へも派遣し、適職選択のための情報提供、職業相談、職業紹介などの支援を強化します。
○就職解禁日の設定、卒業後３年間は新卒扱いとすること、通年採用の推進など、企業と学生双方に有益となる新しい就職活動に関するルールをつくります。
○３０歳未満で新規開業５年以内の若者起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の企業を支援します。
○若年雇用奨励金制度を創設し、新規採用人数の一定割合を既卒の若年層から採用する制度の導入、トライアル雇用からの正規採用、ジョブ・カードによる正規採用などを推進します。
○地域若者ステーションや公共職業安定所において、フリーター等を中心に、職業教育訓練制度、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を行い、トライアル雇用制度の積極的な活用をはかるとともに、地域の実情に応じたさまざまな就職支援を行います。
○若者就労支援を充実させるとともに、住宅手当の支給期間の延長と収入要件の緩和、雇用促進住宅の活用などをはかります。
○公立の職業訓練校の削減、国の職業訓練所の削減を中止して、失業者、新卒未就職者が、技術、技能、資格を取得し、職業訓練の機会を提供できるよう機能の強化と存続をはかります。

９．高齢者雇用を推進します

○シルバー人材センターなどの機能強化を図り、技術・技能、専門能力、職業などの登録制度や職業斡旋・支援を行う公共のシステムを拡充します。収入の確保、生きがい・社会参加、就労、知識・技能・能力・経験の活用、健康の保持など、高齢者と地域社会のニーズを汲み上げ、仕事を創出するとともに、地域コミュニティを育てます。
○希望する者全員が６５歳まで働き続けられるよう改正高年齢者雇用安定法の運用を円滑にすすめます。

１０．官製ワーキングプアをなくします

○国や地方自治体の臨時・非常勤は、１００万人近くに増加し、「官製ワーキングプア」問題が深刻化しています。自治労の調査によると自治体で働く職員の３分の１を非正規が占め、財政規模の小さな自治体を中心に、低賃金労働が広がっています。「官製ワーキングプア」は深刻です。臨時・非常勤職員の処遇改善を図るとともに、パート労働法、労働者契約法の適用除外となっている公務労働についても、同法を適用できるよう法制度を見直します。また、地方公務員制度を見直し、臨時・非常勤職員の法的位置づけの明確化や待遇改善、身分保障を推進します。
○会社分割や産業再編、公的部門の民営化や民間委託などがすすんできたことによって、関係する労働者の雇用のあり方が従来よりも大きく不安定になっています。イギリスのＴＵＰＥ（事業譲渡と雇用保護規則）やＥＵの企業譲渡指令にならい、日本版ＴＵＰＥ法を制定し、事業譲渡や経営形態の変更、委託化、民営化による事業移転変更の際に、同じ雇用条件で継続して雇用されるようにします。
○ＩＬＯ９４号条約（公契約における労働条項）を批准し、公契約における公正取引の確保と公正労働基準の法的確立をはかるため、公契約法・公契約条例を制定します。

１１．協同労働の協同労働法を制定します。

○「人間らしく働き続けたい」という願いをもつ人びとが集い、協同で出資して仕事をつくり出し、みんなで経営に参画し、人と地域に役立つよい仕事に取り組む協同組合を応援します。協同労働を推進

するために協同労働法の制定を目指します。

４．こども・子育て支援

１．子ども一人ひとりの育ちを応援します

○「子どもの権利」保障の観点から子ども・子育て支援に取り組みます。保育・地域の子育て支援・学童保育などのサービス支援と児童手当などの経済的支援は車の両輪です。両者のバランスを取りながら、特に緊急性を要しているサービス支援の拡充に取り組みます。

○親子が大切な家族の時間を確保できるようワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

２．待機児童の解消へ緊急対策を実施します

○現在、国基準の待機児童は全国で２万５千人、潜在的待機児童は８５万人とも推測され、待機児童の解消は喫緊の課題です。安心子ども基金の利用範囲を公立保育所にも広げ、認可保育所や認定こども園などの増設、改築を進めます。

○社会資源の有効活用（認可外保育施設への支援、保育ママ制度の拡充、小中学校の空きスペース等を利用しての認可保育園分園化、幼稚園の認定こども園への移行促進など）を積極的に行い、待機児童の解消を図ります。

３．保育所、認定こども園、幼稚園の質の向上と豊かな幼児教育を実現します

○社会保障と税の一体改革において「子ども・子育て支援関連３法」が成立しました。同法は待機児童対策の観点から、株式会社等の事業所の参入を容易にし、小規模保育、保育等の量を大幅に増やす内容です。同法を実施するにあたっては、待機児童解消と同時に保育の児童福祉機能を維持・発展させ、質の向上と豊かな幼児教育の実現を図ります。

○保育・教育施設の基準（職員の配置基準、面積基準等）を欧米諸国並みの水準に引き上げます。

○日本では、低年齢児保育、長時間保育、大規模施設が子どもに与える影響調査など等、基礎的な調査が全く行われていません。基礎的な統計調査を早急に実施し、子どもの成長・発達を保障する観点から法に基づく制度を構築します。

○保育・教育施設の安全・安心、健康・教育効果等について、調査、評価、改善を行う仕組みをつくるとともに、情報を公開します。

○幼児期の教育について、一連の生涯教育政策の観点から議論を深めるとともに、職員、保護者を含む広い層の共通理解が得られるように努めます。幼保一体化は地域実践を土台に進めます。

○保育士、幼稚園教諭の処遇改善を行い人材を確保します。幼保一体化を進めるに当たっては、資格の一元化、専門性の向上、放課後児童クラブや障がい者支援分野の職員資格との連動、ステップアップの仕組み等を検討します。

○公立保育所、公立認定こども園が果たす児童福祉機能を強化し、公立施設の減少をストップさせます。行政の保育・幼児教育に関するノウハウの蓄積やマネジメント力を高めていきます。

○放課後児童クラブ（学童保育）の不足も喫緊の課題です。学童保育の公的責任、最低基準、財源措置を明確にし、質量ともに拡充します。

○地域子育て支援拠点事業による、ひろば事業、保育所施設の開放、ファミリー・サポート・センターの普及などを拡充し、仲間づくりや地域とのつながりを推進します。

４．子どもの貧困の解決、児童虐待の防止、児童ポルノの根絶に全力で取り組みます

○「子どもの貧困対策法」が成立しました。内閣府に置かれる「子どもの貧困対策会議」を中心に、子どもの貧困の実態を調査し、具体的、包括的な取り組みを計画的に実施し、子どもの貧困をなくします。

○母子保健事業や保育等を通じて要支援家庭を早期に発見し、自治体や地域の支援などにつないで、子どもの貧困、児童虐待を未然に防ぐことができるよう地域の関係諸機関連携の強化による支援体制の充実を推進します。

○児童相談所と子ども家庭支援センターの機能強化、協働体制の強化を図ります。医療・教育部門の対応能力強化を図り、相談援助部門（児童相談所と子ども家庭支援センター）との連携を強化して、児童虐待を防止するための切れ目のない支援体制をつくります。

５．「子どもの権利条約」を子ども・子育て施策に反映させます

○チャイルド・ライン、子どもの人権オンブズパーソン制度など、問題解決に向けた相談窓口や人権救済の仕組みを各自治体が設置することを推進します。
○子どもが権利の主体であることを確認し、子どもの最善の利益を求める「子どもの権利基本法」をつくります。
○子どもに関する総合的な政策を一元的に行う「子ども省」（仮称）をつくります。
○子ども一人ひとりの育ちを応援します。貧困の削減数値目標を定め、総合的な貧困削減に取り組む「子どもの貧困対策法」を制定し、貧困の連鎖を止めます。児童虐待の防止に全力で取り組みます。
○保育所、学童保育所を大幅に増設し、待機児童の解消に取り組みます。国有地や都有地なども積極的に活用します。同時に保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業の質の向上を積極的に図ります。
○「子どもの権利条約」を子ども・子育て施策に反映させます。「子どもの権利基本法」の制定に取り組みます。

５．若　者

○若者の政治参画を拡充するため、18歳選挙権・20歳被選挙権、立候補時の供託金引き下げを実施します。
○若者の自立を応援する制度を充実します。就職難の解決。不安定、低賃金のアルバイトなどに就く「フリーター」が、働く若者の五人に一人にまで急増しています。職業相談、職業教育、住居に関する制度を充実し、若者が未来に希望をもてる社会をつくります。
○自立支援、就労支援の前提として、まっとうな雇用環境をつくる必要があります。「働きがいのある人間らしい仕事」を実現し、「ブラック企業」の改善に取り組みます。
○企業の採用サイトに、離職率や平均勤続年数の表示を義務付けます。悪質な労働条件を課すブラック企業の企業名を公表するとともに、労働基準監督署の監督体制を強化します。
○雇用保険法 33 条（自己都合退職による失業保険の給付制限）の趣旨を徹底させ、残業代未払い・パワハラ・セクハラといった理由で会社を退職する場合でも、給付日数や給付条件で不利な取り扱いをうける“自己都合退職”とされてしまうケースを許しません。
○一人でも入れる労働組合を周知し、学校での労働法教育を実施します。
○日本が持つアニメ・漫画などのコンテンツ、伝統産業、商業デザイン、クリエーターの感性をいかした情報発信や海外展開など、中小零細企業を主導とした「クールジャパン」事業を拡大します。またクリエーターの賃金・労働条件の実態把握と雇用環境の改善に取り組み、離職者の再就職を支援します。
○若者主体のイベント・ライブ・文化活動への助成や、公共施設の無償提供などを推進し、若者の表現活動の機会を増やします。また、インターネット上における創作物の表現を規制する動きには反対します。地域経済の活性化のためにも、「街コン」への支援を拡充します。

６．教　育

１．いじめを許さない―共に学び、共に生きる、ゆとりある学校を実現します

○親の経済力や幼少期の生育環境による格差が広がっています。教育の場を通じた格差の再生産・固定化を許さず、すべての子どもたちに公平な学習の機会を保障するための教育改革をめざします。
○教育委員会のあり方を抜本的に見直し、機能を強化します。学校ごとの裁量権を広げ、教職員の自発的取組みが生かされるよう制度を整備します。
○学習指導要領は大綱的基準（基本的に教えなければならない最低限の内容）ととらえ、自治体・学校・保護者・地域住民などの創意工夫で運営できる学校をめざします。
○国旗・国歌の取り扱い方は個人の思想・信条に係わる問題であり、教育現場で教職員や子どもたちに

強制することは認めません。
○行革推進法を改正し、教職員数の純減を止め、定数を増やします。その第一歩として、３０人以下学級の早期完全達成や複数担任制の導入をはかり、将来的に２０人学級を目指します。
○事務職員、養護教諭、栄養教職員、専任司書教諭、実習教諭、部活動の指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員などの配置を拡充します。
○教材費・図書費等の増額、パソコン整備やネットワークなどＩＣＴ環境の充実をはかります。学校施設の耐震補強とアスベスト対策を早期にすすめます。
○教職員の負担を増すだけの教職員免許更新制を廃止します。教職員の養成、採用、研修等の改革を総合的に進め、教職員の適格性、専門性、信頼性を確保します。
○インクルーシブ教育を実現し、障がいを持つ子どもと持たない子どもが共に学び育つ総合教育と総合保育に取り組みます。

２．教育予算ＧＤＰ（国内総生産）５％水準の実現をめざします

○対ＧＤＰ比３％半ばという他の先進国と比べて低い水準の教育予算を、「世界標準」といえるＧＤＰ５％水準（ＯＥＣＤ平均）に引き上げるため、教育予算の拡充をはかります。
○教育に地域格差をもたらさないよう義務教育費国庫負担制度を堅持し、２００６年に３分の１に引き下げられた国庫の負担率を２分の１に引き上げをめざします。
○私立学校、外国人学校・定時制高校なども含め中等教育（高校まで）に係わる入学金・授業料を原則無償とします。18 歳以下の未就学者への教育機会を保障するため助成制度を検討します。
○高等教育（大学、短期大学、大学院等）の漸進的な無償化を定めている国際人権規約（社会権１３条）の理念にそって、将来的な無償化をめざし負担の軽減に努めます。
○国立大学・高専運営交付金、私学助成費のシーリング・マイナスの方針を転換し、義務的経費の減額は行ないません。
○教育の機会均等を保障するため奨学金・育英制度を充実させます。日本学生支援機構の奨学金の「学生ローン」化を許さず、無利子奨学金の拡充をはかります。国の制度として、返還義務のない給費奨学金を創設します。
○就学援助制度対象を拡大し、保護者負担の軽減をはかります。
○教科書採択にあたっては、教員の意向が反映されるための条件整備をはかり、保護者・住民参加の制度的保障などを確立します。

３．地域社会の教育力を高め、文化活動を充実させます

○視覚障がい者、高齢者の読書権を保障するため、大活字出版物やデイジー教科書（デジタル化して文字と音声を同期させて読むことを可能とした教科書）に助成を行ないます。代読・代筆サービスを図書館などで受けられるように制度を広げ、人員養成への支援を行ないます。
○ＩＬＯ（国際労働機関）１４０号条約を批准し、職業上必要な技能の修得、地域社会活動への参加等を目的とする長期の有給教育休暇制度を創設します。
○自然と環境について親子で学ぶ機会を設ける学校・ＮＰＯを支援し、農漁村の子どもと都市の子どもが交流する体験プログラムの推進をはかります。
○地方教育委員会に予算権を付与し、地域の実態を反映した教育計画の立案・推進を可能とするなど、教育の民主化をすすめます。
○先進諸国のなかでも低い文化予算を増額し、市民の自発的な文化活動への取り組みを応援し、舞台芸術、映画、音楽などへの助成を改善・充実させます。
○劣悪な状態の芸術・文化活動従事者、アニメなどの「コンテンツ」制作関係者等の労働条件を改善し、労災補償や雇用保険の適用を検討します。

７．男女平等

１．男女平等を推進します

○女性差別撤廃条約・男女共同参画社会基本法にもとづき、法や社会制度を見直して男女平等を推進します。
○選択的夫婦別姓制度の導入、婚外子差別の禁止、婚姻年齢を男女同一の１８歳とすること、女性だけに定められた再婚禁止期間の廃止など、男女平等の観点から民法を改正します。
○女性差別撤廃条約の実施措置として個人通報制度と調査制度を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准をめざします。

２．女性の社会参画を推進します

○あらゆる意思決定の場における女性の参画を推進します。クオータ制度（男女比割り当て制度）導入など、ポジティブ・アクション（特別な差別是正措置）を講じていきます。
○特に女性の政治参画を推進します。在職立候補制度の導入、供託金の引き下げなど、女性議員を増やすことができるよう選挙制度を見直します。

３．雇用における男女平等を実現します

○パート、派遣、契約、有期労働など、どんな働き方であっても均等待遇、同一価値労働・同一賃金を確立します。短時間労働であっても正社員へ転換すること、社会保険の適用拡大など、女性が安心して働き続けられる環境を整えます。
○セクシャルハラスメントを防止し、女性が働きやすい職場環境を整えます。
○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から働き方を見直します。
○農産漁村、自営業で働く女性たちの労働を正当に評価し、社会的地域の向上をはかります。

４．女性への暴力をなくします

○ドメステック・バイオレンス（ＤＶ：パートナーの間の暴力や支配）を根絶します。保護命令の改善、加害者教育の追加など、「ＤＶ防止法」を改正し、施策の強化をはかります。
○各都道府県の「配偶者暴力相談支援センター」、市町村の相談窓口の認知度を高め、支援機関のネットワーク機能を強めるよう働きかけます。
○ＤＶ防止教育と情報提供を、民間機関と連携して充実します。相談事業やシェルターなどを行う民間の被害者支援団体への資金的基盤づくりを促進します。
○あらゆる性暴力を禁止し、被害者の人権とケアを保障する「性暴力禁止法」をつくります。人身売買を根絶します。「人身取引被害者保護法」をつくります。

５．リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を確立します

○母体保護法・堕胎罪を撤廃し、出産・避妊・中絶など、女性のからだの自己決定権を保障する「女性のからだと健康に関する基本法」をつくります。
○学校教育や保健活動などを通して性に関する正しい知識を男女ともに提供します。ＨＩＶや性感染症に関する正しい情報を普及し感染予防、早期発見早期治療につなげます。
○医療保健機関の「女性外来」や「思春期外来」、性とからだに関する相談所などをサポートします。
○働く女性の半数以上がパートや派遣など非正規労働者です。非正規労働者の均等待遇と労働条件の改善、正規化をはかります。男女の賃金格差の是正、同一価値労働同一賃金の実現、仕事と家庭の両立支援に取り組みます。
○雇用機会均等法を名実ともに男女雇用平等法に改正します。パート労働法をパート労働者の権利を保護する法律に抜本的に改正します。
○選択的夫婦別姓の導入、婚外子の相続差別の撤廃など民法改正を実現します。セクシャルハラスメントの防止、DV被害の防止などに取り組み、女性の人権を守ります。
○性教育やジェンダー問題を執拗に攻撃してきた安倍政権が、再び、「育休3年」や「生命と女性の手帳」（仮称）配布、憲法に示された個人の尊厳、婚姻条項の改変を打ち出してきました。性別役割分担を固定化し、女性の社会進出を阻む安倍政権の攻撃を許しません。あらゆる意志決定機関における女性の参画をすすめ、男女平等の社会を実現します。

８．法務・人権

○　裁判員制度や法曹養成制度を司法制度改革の趣旨に沿って見直し、開かれた「市民の司法」を実現します。司法修習生への給費制復活を検討します。

○参考人も含む取り調べの全過程可視化と、検察側が有する全証拠の開示を義務化します。事後的な検証を可能とするため、捜査時の試料等の保管を義務づけます。誤判原因を調査するための機関の創設を検討します。

○国際潮流を踏まえ死刑廃止を含めた刑罰制度の見直しを行います。「死刑廃止条約」の批准を急ぐとともに、「拷問禁止条約」が遵守されるよう政府を監視します。いわゆる「代用監獄」の廃止など、被疑者・受刑者の人権確立に取り組みます。行刑施設を出所した者の再犯を防ぎ、社会への定着を促進するため更生保護のための施設や制度を強化します。少年犯罪については少年の特質を踏まえた教育・福祉的な対応を強めます。

○政府から独立した実効性のある人権救済機関を設ける「人権侵害救済法」を制定します。

○生命の尊重、身体の自由、思想・良心・表現の自由、居住・移転・出国の自由、少数民族の権利などを定めた「国際人権規約Ｂ規約」の選択議定書を批准し、個人通報制度を設けます。

○これまでの法務行政を徹底的に見直し、その存在が時代にそぐわなくなっている公安調査庁を廃止します。

○犯罪被害者の救済制度を充実・強化します。警察による相談機能の強化をはかります。

○「秘密保全法案」への反対運動を強化し国会提出断念に追い込むなど、政府による情報統制と対決し、知る権利を守ります。

○犯罪実行前の共謀それ自体を処罰対象とする「共謀罪」の新設に反対します。

○通信の秘密という重大な人権を侵害し、警察によって恣意的に運用される可能性が高い「通信傍受法（盗聴法）」を廃止します。

○家族構成や住所、所得や年金給付額、病歴などあらゆる個人情報を国家が管理し、監視社会に道を開く「マイナンバー（共通番号）制度」の廃止を強力に求めます。

○外国籍市民との共生をめざす施策や審議機関の設置を推進します。地方公務員採用の「国籍条項」を撤廃します。外国人労働者の労働条件、就業・居住環境の改善に取り組みます。外国人学校への支援を強化します。

○人道的見地から難民及び難民申請者への医療・公的扶助・在留資格付与・就労許可等の支援措置を講じます。申請・認定・自立のプロセスが円滑に進むようにします。難民条約が遵守されるよう政府を監視します。

○「人権教育・啓発推進法」の所管を内閣府に移し、政府全体として取り組む体制を整備するなど同和教育、啓発活動を強化します。

○「アイヌ文化振興法」を北海道外で生活するアイヌ民族に拡大することを求めます。多民族共生の社会を実現するための取り組みを進めます。

○あらゆる性暴力を禁止し、被害者の人権とケアを保証する「性暴力禁止法」をつくります。性的搾取・虐待から子どもを守る取り組みを強化します。単純所持を刑事罰化する与党の「児童ポルノ禁止法改正案」は、捜査権濫用の危険性があり表現の自由を侵害しかねないため反対するとともに、児童ポルノの定義を限定・明確化した上で根絶へ積極的な防止対策を講じます。

○ゲイ・レズビアンなどの性的マイノリティへの偏見解消に取り組みます。職業選択・雇用や公営住宅・高齢者施設への入所などについて、性的指向や性自認を理由とした差別的取り扱いを禁止します。性別にかかわらず多様な形態の家族に対して民法上の権利を保障する、フランスのPACS（連帯市民協約）にならった新制度の創設を目指します。

９．分権・自治

○民主主義の学校である地方自治を保障している日本国憲法は、戦争遂行の国家総動員体制を支えた地方支配システムを否定し、平和と民主主義を根付かせることで戦争への道を防ぐものとなることを期待しています。しかし、自民党憲法改正草案は、地方自治の範囲の限定や地方自治体の協力義務の新設、受益者負担主義など、国策に協力する地方制度への再編を目指したものとなっています。地方自治を充実・発展させ、地域から民主主義を創っていきます。

○権限・財源を一体として地方へ移譲するなど、分権・自治を積極的に推進します。ただし、保育や介護、児童養護、障がい者福祉、男女共同参画、義務教育など、生存権や安全の確保、人間の尊厳や子どもの成長に深くかかわるサービスについては、国が最低基準を設けることを前提とするとともに、当事者・社会的弱者の声が反映されるようにします。

○「市民自治」を基本にすえた「地方自治基本法」を制定します。住民の意思を直接、自治体の選択に反映させるため、住民投票を制度化します。

○道州制導入によって、道州間の格差に加え道州内格差の一層の拡大、周縁部となる農山漁村の疲弊や身近な行政の後退につながり、「選択と集中」の論理による「地域切り捨て」が懸念されます。憲法の規定する直接請求や、地方特別法に対する住民投票の意義が損なわれることも問題です。住民不在で、国民的論議も不十分であり、市民から遠くなる道州制を拙速に導入することには反対です。都道府県を広域的な自治体として機能強化するなど、現行二層制での分権・自治を進めるべきです。広域の行政課題に対しては、広域連合を活用します。

○市民に身近な基礎的自治体がその能力や地域の実情に応じて権限・事務を選択できるようにして、すべての基礎自治体が自律可能な都市制度の確立をめざします。政令指定都市制度について、分権・自治を進める観点から見直しを行い、住民がよりよい行政サービスを受けられるよう、それぞれの地域の実情に応じた、新たな大都市制度のあり方を検討します。大阪市をなくし分権に逆行する「大阪都構想」には反対です。

○国の地方出先機関の改革に当たっては、分権・自治を進める観点から、二重行政にならないよう、国と自治体の役割分担、事務・権限や財源、人員移管などのあり方を十分に検討しながら対応します。

○地域（市町村合併前の旧町村や小中学校区単位など）における市民（住民）参加のしくみを追求し、小さな自治（自治体内分権）を実現します。

○税財源の移譲を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、現在６対４となっている国税と地方税の割合を当面５対５にします。将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合をさらに引き上げます。地球温暖化対策にかかわる地方の役割を踏まえ、地方環境税を導入することを検討します。

○地方交付税は地方固有の共有財源であり、法定率の引上げを含め、財源保障・財政調整機能を強化します。累増する臨時財政対策債について、そのあり方の全面的な見直しを行います。地方公務員給与の引き下げを要請する手段として一方的に行った地方交付税の削減には反対です。地方公務員給与に関する各自治体での労使交渉が尊重されるよう、必要な財源を確保します。

○法定化された「国と地方の協議の場」に各種分科会を設けるなど充実します。社会保障制度等の改革に当たっては、地域の現場に即した制度となるよう、地方の声を十分に反映させるようにします。「国と地方の協議の場」において、地方財政計画の策定や地方消費税への税源配分の検討、地方交付税の算定などについて、地方財政に自治体の意見を反映するようにします。

○国庫補助負担金については、国・自治体の役割分担に応じて必要な財源保障をしつつ、一般財源化や一括交付金化を進めます。公共事業等を中心とした一括交付金を維持・拡充するとともに、地方にとって使い勝手のよい制度となるよう、仕組み等必要な見直しを行います。社会保障や義務教育に係わる国庫補助負担金は、一括交付金の対象とはしません。地方の自由度が拡大しない単なる補助率カットや補助金削減は行いません。

○行革や財政難を理由に公務部門のリストラが進み、身分が不安定で劣悪な労働条件に置かれている「官製ワーキングプア」が大きな問題になっています。臨時・非常勤職員の法的位置づけの明確化や待遇改善を図るとともに、パート労働法、労働者契約法の適用除外となっている公務労働についても、同法を適用できるよう法制度を見直します。また、「短時間公務員制度」を導入するとともに、諸手当の支給を可能にする地方自治法改正など法整備や運用改善を進めます。

○それぞれの地域の特色をいかし、「生きる営み場」としてのいきいきとした地域を再生し、「創造的地域社会」をめざします。ＮＰＯや市民の力を地域再生にいかします。コミュニティ再生に取り組み

ます。「地産地消」、「地域通貨」、「福祉事業とワーカーズコレクティブ」、「コミュニティ・ビジネス」「リビング・ウェッジ（生活保障給）」、都市と農村をつなぐ施策など、地域再生の様々な自主的努力をバックアップします。

○「緑の分権改革」で地域の自立的経済をつくり、「地域力」をアップします。地域固有のエネルギー源を活用した地産地消、多極分散の地方分権型エネルギーへ転換します。地域の特性や環境条件を活かし、地域固有のエネルギー源（地熱、小水力、小規模風力、畜産や林業などのバイオマス・エネルギー、太陽光・熱など）を活用した地域分散エネルギー供給システムを構築します。

○地域の雇用を維持、創出し、若年者や高齢者、女性、障がい者などの就業支援を充実するため、「雇用創出基金」など地方の自主性が発揮できる財源を確保・充実します。

○ＩＬＯ９４号条約（日本政府は未批准）の趣旨を踏まえ、公正労働基準や生活賃金の保障に基づく委託予算への改善を図るため、公契約基本法・公契約条例を制定します。また、自治体は、政策を通じて公正労働、福祉、環境、人権、男女平等参画などの社会的価値を実現する役割と責任を担っており、これらの社会的価値を落札基準に加える「政策入札」への転換を図ります。

○「女性活躍推進交付金」を創設し、保育サービスの充実、企業等の誘致や働く場の創出、地域資源を活用した両立支援、柔軟な働き方の仕組みづくり、男性の家事・育児参画の促進など、地域ごとに効果的な取り組みを展開します。

○空き店舗を喫茶店や見守り活動、住民の集いの拠点として活用し、住民同士の「助け合い」の輪の拡大などの取り組みを支援します。

○地域社会全体の財産としての「歴史的環境」（すぐれた「町並み」や「景観」など）を守り、再生します。産業遺産やＳＬを観光資源として活用します。民謡・民話・生活技術など民衆文化の担い手に対する助成・育成策を強化します。

○郵便局の全国ネットワークと郵便・貯金・簡保のユニバーサルサービスを守ります。郵貯資金による低所得者や中小ビジネス、ベンチャー企業、再生可能エネルギー産業、女性の起業、ＮＰＯ、ワーカーズコープなどへの投資・融資を推進します。郵便局を地域公共サービスの拠点として活用します。

○過疎地域の振興をはかるとともに、限界集落をはじめとする集落対策等を総合的に推進するため、新たな過疎対策法をいかした取り組みを推進します。

○山間地域の自然環境や国土保全、水源涵養など多面的な機能を評価するとともに、農林業や地場産業の振興、生活交通の確保、医療の確保、雇用の確保、教育環境や道路・上下水道・情報通信基盤の整備、生活環境の改善など、地域に応じたきめこまやかな定住対策を進めます。

○「安全な国」神話が崩れ、市民の間に不安が広がっており、犯罪を減らし安心できる社会を取り戻すことが求められています。警察不祥事の根絶と信頼回復、捜査能力の向上に取り組むとともに、関係自治体や地域住民の声を尊重しつつ「空き交番」の解消を進めます。

○昨年１０月に発足した「消費者安全調査委員会」について、消費者の立場にたった迅速かつ実効性のある事故原因調査と再発防止策の提言ができるよう、予算拡充や調査に当たる専門委員の増員など体制整備を進めるとともに、他の行政機関が行う調査を追認するだけの機関とならないよう独立性確保へ監視を強めます。

○消費生活センターの人員増や相談体制の強化、消費生活相談員の処遇改善など、消費者行政の総合的な拡充を進めます。「地方消費者行政活性化基金」を延長し国の財政支援を継続的に行うなど、各地域での消費者施策の実施に対する国の支援措置を強化します。

○悪徳商法などの被害回復を目指し、特定の消費者団体が被害者に代わって集団訴訟を起こす「集団的消費者被害回復制度」を早期に実現します。悪質な事例は過去のトラブルにもさかのぼって適用できるようにするとともに、団体訴訟を担う適格消費者団体や、消費者相談を行っている消費者団体に対する国の財政支援や税制上の優遇措置を講じます。

○施行された「消費者教育推進法」を生かし、消費者教育を体系的に実施します。

１０．中小企業

○中小企業金融円滑化法が廃止され、日銀による「異次元の金融緩和」の恩恵を受けづらい中小企業に対する資金繰り支援を強化します。また、担保や個人保証主義から脱却し、将来性や地域性、環境重視による融資の促進など資金調達の多様化をはかります。

○日本版「地域再投資法」（金融アセスメント法）を創設し、民間金融機関に中小企業、ＮＰＯ、ベンチャー企業、中低所得者層、女性などへの公正な融資を義務づけるとともに、金融機関の活動を評価し、地域雇用の創出、地場産業の育成、地域経済の活性化につなげます。

○官公需法にもとづく中小企業向け発注枠の拡大と目標額の増額で、中小零細企業の受注機会の増大をはかります。また、各自治体において公契約条例を制定し、公契約事業者と労働者の雇用の安定を図ります。

○公正な下請取引を実現するため、大企業による一方的な下請け単価の決定や不当廉売・優先的地位の濫用などの監督機能を強化する下請法改正に取り組みます。また、公正取引委員会の下請け取引部門の権限を強化します。

○大企業の子会社による事業協同組合への加入が、地域の中小企業活動に悪影響を及ぼす恐れがあることから、加入を制限するなど中小企業等協同組合法の改正を検討します。

○中小企業に対する法人税（所得８００万円以下は１５％）は、税率を１１％に引き下げるとともに適用所得を１６００万円に引き上げます。

○企業の９９％を占め、雇用の７割を占める中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役」と位置付けている「中小企業憲章」を国会で決議します。また、憲章と車の両輪である「中小企業振興条例」の制定を、各自治体に呼びかけます。

○大企業優先の産業政策から独立し、中小企業の地位向上と政策の充実をはかるため「中小企業担当大臣」を設置します。また、中小企業対策予算を倍増し、中小企業基本法における中小企業の量的規定を細分化することで、きめこまかい予算配分を実施します。

○日本政策金融公庫や商工中金など政府系金融の民営化を見直し、中小企業の拠りどころとなる公的な融資機能を強化します。セーフティネット貸付（日　本政策公庫）の融資・返済条件を緩和、緊急保証制度（信用保証協会）は全業種に拡大、無担保・無保証枠を拡大、返済期間を緩和します。「信用補完制度」は 保証料率を引き下げ、責任共有制度は、小口零細企業保証制度の上限引き上げなど見直します。

○地域の信用金庫・信用組合の健全な育成・発展をはかります。

○地域社会や福祉、環境保全に貢献しているＮＰＯバンクについては、貸金業法による厳しい財産要件や指定信用情報機関制度の登録、運営などの諸規制を緩和します。市民活動を支え、社会に貢献する金融ＮＰＯを育成・支援します。

○コンビニでの見切り販売など不公正な取引方法を規制し、公正かつ希望あるフランチャイズビジネスの振興、オーナーや労働者の生活を守る「フランチャイズ振興法」（仮称）を制定します。

１１．環境・みどり・農林水産業

○京都議定書の第2約束期間に早急に参加し、温室効果ガスを2020年までに1990年比30％減、2050年までに同80％減を実行するための「地球温暖化対策基本法」を早期につくるなど、地球温暖化防止対策を推進します。産業界などに温室効果ガスの排出枠を配分する「キャップアンドトレード型」の国内排出量取引制度を導入します。環境税を有効活用し化石燃料の消費を抑制、新たな環境産業の育成を促すとともに、福祉・社会保障分野、森林整備などの財源にも充当します。

○脱原発を進めると同時に、再生可能エネルギーの割合を2050年までに100％をめざします。スマートグリッド（次世代送電網）の普及をはかるとともに電力会社の地域独占体制を見直し、市民参加型・地域自給型のエネルギーシステムを構築します。

○都市のみどりを増進するため都市公園の造成やビオトープの創出、農地や緑地の保全と市民農園の拡大、屋上緑化や市街地の植樹、公立学校の芝生化、近郊の里山保全などを進めます。
○開発抑制や里山・里海の保全、外来種や遺伝子組換食品・作物の規制強化など、生物多様性の維持・回復に全力をあげます。「種の保存法」の規制対象範囲を大幅拡大し希少種を指定する科学委員会を新設するなど、生物多様性に係る法制度を見直します。
○循環型社会の形成へ、廃棄物対策を進めます。民間まかせの産業廃棄物行政から自治体の関与を強めた廃棄物対策を進めるため、排出事業者の処理責任・費用負担の強化、産廃の排出先は公共的施設に限定する、産廃市場は公共が管理することなどを追求します。不法投棄の管理を徹底します。
○戦略的環境アセスメント（SEA）を早期に本格導入し、対象を政策・立案・構想などの上位計画段階にも広げ「ゼロオプション（中止）」という代替案も義務づけるなど、環境アセスメントを拡充します。水基本法を制定するとともに、いのちの源泉である「水」の民営化に反対します。公共財である水を守り、安全な水行政を推進します。
○「公共事業改革基本法」を制定し、公共事業に関する権限・財源の自治体への分権を進めるとともに、情報公開、市民参加の保障など公共事業の決定過程の透明性の確保、評価・分析・審査の手続の確立、計画の変更や着手された事業の中止などの見直しのルール化に取り組み、無駄な公共事業を徹底的に見直します。
○開発型大規模公共事業から、人口減少、少子・高齢社会にあった、持続可能な循環型社会に向けた、未来を見据えた「次世代投資」へ転換します。老朽化した社会インフラの更新対策を進めます。
○危険な橋梁の補修や電線の地中化、都市部の緑化、森林における路網整備など、自治体によるきめこまやかなインフラ整備等を支援するための交付金を充実し、「身近な公共事業」を推進します。
○ダム中心の治水政策を転換します。河川の流域管理や河川改修、森林保全の治水対策への支援策を強化するようにします。問題の多い大規模公共事業については、建設を中止します。直轄ダムだけでなく補助ダムも見直しをすすめます。
○水俣病の現行認定基準の全面的見直し、アスベスト被害の救済対象拡大、「PM2．5」など越境大気汚染の監視・規制強化など、公害問題の全面解決と被害者の補償・救済に取り組みます。
○株式会社の農業参入の全面自由化など、TPP参加を念頭に安倍政権が画策する新自由主義的な規制緩和を許さず、農林水産業の再生と農山漁村の発展に全力を挙げます。
○安倍政権が掲げる「農業・農村所得倍増」は何の裏付けもない空約束でしかありません。社民党は戸別所得補償制度の法制化・拡充、環境支払の強化、飼料米・稲や米粉生産など水田の多面的利用の推進などで、食料自給率は「2020年に50％以上」を目指すとともに、特に若い世代が希望を持って農業に取り組める環境を整備します。小麦や飼料の20％以上を米粉や飼料米・稲でまかなう「田んぼの底力をいかす農業改革法」をつくります。
○農山漁村が大きな潜在力・供給力を有する太陽光・風力・小水力・バイオマス・地熱等の再生可能エネルギー資源の有効活用と、農林水産業の6次産業化をすすめます。
○担い手の育成・確保、優良農地の維持・有効活用を推進します。一般株式会社による農地取得や長期貸借、農業生産法人の出資要件緩和は厳しく制限します。都市農業の保全・振興をすすめます。
○自治体の農業担当や農業委員会の人員・体制を拡充、優良農地の確保と有効利用を促進し公的機能の発揮を強めます。農協改革は地域の人々との連携を強化するとともに、環境保全型営農活動の展開・指導、農村環境の保全など民主的な農協活動をめざします。
○直接所得補償制度の導入、飼料購入費の補助拡大など配合飼料価格安定対策、「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）」補てん割合の10割引き上げなど、酪農・畜産振興対策を強化します。
○鳥インフルエンザや口蹄疫の監視・診断・防疫体制の拡充と迅速化、検疫官の増員など国外からの水際対策の強化、農家への補償、自治体の負担軽減などに万全を期します。
○「森林・林業再生プラン」を着実に実行するとともに、林業事業体・技術者・労働者の確保、間伐や路網整備など森林整備の推進、地域材・国産材の需要拡大と安定供給体制の確立を進めます。地域林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」や林業担当の市町村職員、現場技能者の育成をはかるなど、森林・林業人材育成対策に係る事業を拡大します。
○山村振興策を強化します。2014年度で期限切れとなる山村振興法を延長し、地域の森林資源を十分活用

した林業・木材関連産業の再生や木質バイオマス利用を推進するとともに、入札制度については競争参加資格を都道府県単位とするなど、林業の地元雇用を安定的に確保できる制度に改めます。林業に最低制限価格制度を導入し、行き過ぎた価格競争を抑制します。

○野生鳥獣害対策は、駆除や防止柵設置などハード面にたよるだけでなく、野生生物の多様性を守るための森林整備、エサを残さない取り組み、耕作放棄地の活用、科学的知見に基づいた被害防止策、個体群や頭数の管理と適切な狩猟、鳥獣保護員の増員・人材育成など自治体での鳥獣行政強化、狩猟者の育成・確保などを総合的に進めます。

○国営諫早湾干拓事業については、環境破壊の原因解明と水産資源の回復に向けて、開門に関わる環境アセスメントの結果を受け必要な防災・営農対策を講じた上で、開門調査を実施します。

○水産物の安定供給維持と漁業者の所得向上へ「資源管理・漁業経営安定対策制度」を着実に推進するとともに、担い手確保・育成支援事業を拡充し、持続可能な水産業を確立します。

○原油・燃料高騰に当たっては、国の責任で燃料代の直接補てん、休業補償、燃料高騰緊急対策基金の改善などを行い、農林水産業者・農山漁村を守ります。

○食品添加物や残留農薬基準、遺伝子組み換え食品表示など、日本が独自に積み重ねてきた食の安全基準・規制がTPP参加によって緩和・変更されることは断じて認めません。

○米国が日本のTPP交渉参加条件とした米国産牛肉の輸入条件緩和を元に戻すとともに、全頭検査・トレーサビリティの徹底・全ての特定危険部位の除去・飼料規制などBSE対策を継続・強化します。米側が求めている、米国産牛を原料とするゼラチンやコラーゲンの輸入解禁は認めません。

○すべての飲食料品に流通経路を明確にする「トレーサビリティ制度」を導入。外食・中食産業などでの原料原産地の表示を義務化し、加工食品の原料原産地表示を大幅に拡大します。表示義務の厳格化と対象範囲の拡大など、遺伝子組換食品への規制を強化します。輸入農畜産物・食品への監視・規制を強めます。

１２．国土交通

○移動の確保は、生活を支える大事な公共サービスであり、社会生活の基盤です。交通基本法を早期に制定するとともに、地域公共交通確保維持改善事業を改善・充実し、地方の生活バス路線や地方ローカル鉄道に対する財政支援、フェリーや離島航路、離島への航空路線への支援策を強化します。

○安全は全ての基本であり、「運輸安全基本法」を制定します。交通・運輸産業に従事する労働者の労働時間等の改善のための基準（告示）を法制化するなど、実効あるものにします。「国際海陸一貫輸送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」の早期成立をはかります。

○行き過ぎた規制緩和の影響を受けている、タクシー産業の健全化・活性化、タクシー運転手の労働条件の改善を目指し、「タクシー事業法案」の成立に努力します。

○国とＪＲによる抜本的な支援制度を確立し、貨物輸送や地域の重要な足である並行在来線の維持・確保に努力します。

○貨物鉄道輸送や内航海運・カーフェリーへのモーダルシフトを推進し、地球環境に優しい輸送モードを実現します。

○高速道路料金全国共通距離制及び本四架橋料金引き下げの実施に当たっては、フェリーや旅客船航路、鉄道輸送等に影響がないような措置を求めます。二輪車の高速料金の引き下げを検討します。

○円安に伴う交通機関の燃油高騰対策を実施します。

○すべての人が利用しやすい交通をつくるため、鉄道駅やバス、旅客船、空港のターミナルのユニバーサルデザイン化を進めます。バリアフリー車両開発の財政支援、可動式ホーム柵やホームドアの設置、エスカレーターへの点字誘導ブロックの敷設を推進します。音声や接触・発光ダイオード方式による情報提供装置の普及、見やすくわかりやすい案内表示の整備、ホームや改札等における人的サポートを強化します。ノンステップバスや介護タクシー、移動制約者への交通サービスを促進します。シルバーパスの充実、障がい者割引に対する公費負担制度の創設等を進めます。利用者や当事者の声を交通政策に反映できるようにします。高齢者や障がい者をはじめ手助けが必要な人が気兼ねなく旅行を楽しめる、「ユニバーサルツーリズム」を推進します。障がい者の運転免許取得を支援します。

○商業施設だけでなく、公共施設や住宅、病院などを１か所に集中させるなど、まちづくりにおいて、

環境負荷が小さくすべての人が快適に暮らすことができる、「エコ・コンパクトシティ」づくりを推進し、高齢者も含め、多くの人が住みやすい都市にします。「トランジットモール」など、公共交通をまちづくりにいかします。

○自動車の都心部乗り入れや中心市街地の自動車の総量規制、パーク＆ライド、公共交通の利用拡大などで環境にやさしい交通システムをつくります。

○都市計画やまちづくりの分権化を進めます。

○「人にやさしい」視点で歩行者安全策を追求し、楽しく歩ける歩道整備をすすめます。横断歩道のエスコート・ゾーンや音響型信号機の整備を推進します。踏切の歩道設置や、踏切への点字ブロック設置をすすめるなど、人にやさしい踏切にします。

○パリの公共の貸し出し自転車「ベリブ」などの試みも踏まえて、公共の自転車貸し出しを支援します。自転車道の整備、自転車通行帯の設置を推進します。

○歩車道の完全分離を推進するとともに通行区分の明確化を徹底し、またスクールゾーンの増設やコミュニティ道路の充実をはかっていきます。

○ドライブレコーダーの義務化をすすめていくとともに、飲酒した時に自動車を発進させないインターロック装置を普及させます。交通事故被害者のケアを充実するとともに、事故調書の早期開示を検討します。

○「買い物難民」問題の解決に向け、スーパーやコンビニなどの流通業者、地元商店街、自治体、バス事業者や鉄道事業者、郵便局や宅配業者、農協や生協、商工会や町内会、ＮＰＯなど、多様な主体の連携を進めます。高齢者でも活用しやすい宅配サービスや、山間部や福祉施設への移動販売、買い物代行サービス、地域の高齢者を集める送迎サービスなどを広げます。店舗の出店や撤退により地域住民の生活に大きな影響を及ぼす企業がその社会的な責任を認識することを促し、流通業者には、自治体や商店街などとの連携や、店舗撤退時の後継業者確保などに努力するよう求めます。

○海運を中心とした総合的な施策を推進するため、「海運基本法」を制定するとともに、船内における旅客の迷惑行為等防止のための法整備を進めます。

○国際貿易に従事する船員に対する政策減税の導入、外国基地に１年以上出漁する漁船員に対する住民税の還付制度の復活、海上のデジタルディバイドの解消などに取り組みます。

○手動式救命造水器の救命艇、救命いかだへの義務付けを検討します。

○港湾の公共性と安全性を維持するため、港湾運送料金を認可制に戻すと同時に、港湾労働法を全港・全職種の労働者に適用させます。

○離島は国土の保全等において重要な役割を有しており、地理的及び自然的特性をいかした振興をはかります。離島に暮らす人々の生活と雇用を守り、また島民が定住できる環境を整えていきます。特にヨーロッパでは離島でのガソリン税や消費税が減免されていることから、日本でもまずガソリン税の減免を行うようにします。

○離島などの海の安全を守り、漁業権や海洋権益を維持するため、海上保安庁の体制強化で対応します。海上保安庁の老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の緊急代替整備を推進します。緊急代替整備と並行して、被害制御・長期行動能力等を備えたヘリ２機搭載型「しきしま級巡視船」の３隻体制（現有１隻）をめざします。これら官公需船の整備による造船産業支援、地域活性化につなげます。領海及び排他的経済水域における海洋調査を進めるとともに、海洋情報の一元化を図ります。

１３．政治改革

○現行選挙制度における「一票の較差」、「死票」、得票率と議席率の「乖離」をなくし、多様な民意が反映する公平な選挙制度とするため、比例代表中心の選挙制度へ抜本的に改革します。また、選挙制度の改正に当たっては、各党派の合意を尊重し、少数会派の切り捨てにならないよう求めます。

○参議院の選挙制度については抜本改革し、選挙区選挙を都道府県単位から全国１１ブロック単位に改め、「一票の較差」を是正します。

○議員の定数は、立法機能の在り方や国会が果たすべき行政監視の役割、民主主義を保障する有権者の代表などの観点から、適正な議席数を確保すべきであり、財政事情、ましてや増税と絡めて議論すべき性格のものではありません。また、日本の議員定数は各国と比べ少なく、議員定数の削減は、官僚

主導の政治に取り込まれる恐れもあります。よって、定数削減、特に民意を議席数に反映しやすい現行制度における比例定数の削減に反対します。

○インターネットを使った選挙運動を全面解禁するにあたっては、視覚障がい者の方などへの対応に万全を期すとともに、個人のプライバシー情報やビッグデータの取り扱いについての議論を喚起します。

○政党や政治家の情報を入手する機会の拡大や有権者との対話を重視する観点から、戸別訪問の解禁、立会演説会の開催、高齢者が 多く利用するＦＡＸを使用した選挙活動の解禁など、選挙運動に対する規制のあり方を原則自由化の方向で見直します。そのため、抜本的な公選法見直しのための各党協議会の開催を求めます。

○選挙の公正性の確保や有権者の選択の拡大、多様で活力ある政治を実現するため、同一選挙区からの世襲立候補や政治団体の継承を制限します。また、会社などを退職しなくても立候補できる立候補休職制度・在職立候補制度の導入や供託金の引き下げなどで、だれもが立候補しやすい選挙 制度に改革します。

○政党や政治資金団体への企業・団体献金をただちに禁止します。「抜け道」に使われている側面がある政治団体の機関紙誌への広告料の規制、迂回献金の禁止、政治団体の献金規制などを実現します。

○内閣官房機密費（報償費）の透明化に向けた法律を制定します。

○自治体首長・議員の私設秘書の追加、構成要件の明確化、第三者供賄規定など、あっせん利得処罰法の強化改正に引き続き取り組みます。

○政治資金の透明性を向上する観点から、国会議員ごとに政治資金収支報告書の中央・地方の一元的把握、政治家の資金管理団体、政治団体、後援会の連結決算の実現を求めます。

○政治倫理審査会を改組・拡充し、政治倫理委員会を常任委員会として設置します。国会議員の資産公開に対する実効性の確保などの面から政治倫理法を改正します。

○秘書などの会計責任者が政治資金規正法に違反した場合、議員本人も失職するなど、監督責任を強化するようにします。

○税額控除の拡大やネット献金の推進などで個人献金を広げます。また、年間５万円超の党費や会費を寄附金控除の対象とみなすことを検討します。

○民意を反映する比例代表制度を中心とする選挙制度への改革をめざします。

○国民の政治への信頼回復を目指し、政党への企業・団体献金の禁止、秘書に対する監督責任の強化など、政治資金規正法をすみやかに改正します。

○国民の多元的な意思をより良く国会に反映するとともに、衆議院及び内閣に対するチェックアンドバランスを発揮するよう、参議院の改革に取り組みます。

○行政改革の目標は、国民・住民の視点で、真にゆとりと豊かさを実感できるように、新時代にあう政治行政制度へのモデルチェンジを行うことです。明治以来の中央集権、官主導の行政から地方分権、情報公開の徹底を通して、主権在民にふさわしい市民主導の開かれた民主的な行政への質的な改革を進めます。

○公共サービスの担い手は人であり、国民のくらしをまもり、公共サービスの水準の向上のためにも必要な人員を確保します。公務員制度について、公務員の労働基本権を回復し、公務員の自律的労使関係を確立するとともに、民主的で透明・公正な公務員制度改革を実現します。また、消防職員への団結権付与を含む地方公務員制度改革を実現します。公務員の採用試験区分を見直し、特権的なキャリア制度を廃止するとともに、原則試験に基づく昇格制度を採用し任用時における昇任差別をなくします。早期勧奨退職制度を廃止し、在職期間の長期化を図るとともに、「天下り禁止法案」の成立を図り、特殊法人、独立行政法人等も含め徹底した規制を行います。

○政策責任者を協議に加えたり、議長や閣僚を呼ぶことができるようにするなど、両院協議会の改革に取り組み、新たな合意形成の仕組みをつくります。

○議員立法を活性化するため、議員・政党の政策スタッフ及び国会の立法補佐機構である法制局、調査局、国会図書館の機能を質・量ともに充実させます。議案提出要件（衆議院２０人以上、参議院１０人以上）を緩和し、少数会派であっても法案を提出し意見表明が可能となるようにします。

○質問権や調査権を拡充する等によって、国会の論戦において野党が自らの意見表明、政府責任の追及などが可能となるようにします。

○国会の委員会や立法補佐機構等が収集した国政上の重要な情報を集中管理し、議員や会派の要請に応

じて迅速に当該情報を提供するとともに、国会情報を広く国民に提供するため、国会情報センターを設置するなど、国会の情報公開を進めます。

１４．税財政

＜消費税＞

○今後、消費税をはじめ給料１か月分が吹き飛ぶ国民負担増が襲ってきます。国民生活や家計、中小零細事業者、景気に大きな影響を及ぼし、逆進性を強める消費税の増税には反対です。「消費税増税法廃止法案」を制定し、弱者に厳しい消費税増税の撤回を実現します。

○低・中所得者への逆進性を解消するために、「消費税額戻し金制度」（自治体を窓口として飲食料品の消費税額負担分を支給）の創設や複数税率の導入を検討します。

○地域偏在の少ない地方消費税の割合を拡充し、地方の裁量権を高めます。

○輸出大企業に適用されているゼロ税率（輸出免税・還付）については、膨大な還付金が効率的なのか等について実態を精査し、適正化を図ります。一方、病院等が医療機器を購入しても「仕入れ税額控除」を適用できない損税問題については、ゼロ税率に転換することを検討します。

○企業が派遣社員を雇った場合、派遣会社に支払う人件費は外注費として仕入れ税額控除の対象となります。その結果、企業の節税対策として雇用の非正規化を促進する恐れがあるため、派遣社員の人件費における税額控除を見直します。

○税額欄のある請求書（欧州ではインボイス）を導入し、前段階税額控除方式による税の不透明さの解消、および税の公平性の確保を高めるとともに、複数税率の運用に対処します。また、下請いじめの実態把握など、中小企業に配慮した対策を講じます。

○総額表示方式は、消費税が税込価格で表示（内税）され、納税者意識が希薄になり、消費税が価格に埋没することで消費者から見えなくなっていることから、税額の外税化など透明化の観点から見直します。

○高級品などへの割増税率の導入や、大企業に寡占されている商品に課税する新たな物品税の導入を検討します。

＜所得税＞

○所得税の最高税率は当面５０％に引き上げるだけでなく、応能負担と累進性強化を強化するため、ブラケット（税率のきざみ段階）を細分化します。所得税を基幹税と位置付け、再分配機能や財源調達機能を回復します。

○健康で文化的な最低限度の生活には税を課さない（最低生活費非課税）という理念のもと、基礎控除に関しては最低生活費を大きく下回る現在の３８万円分を倍増するとともに、税額控除化を検討します。

○給与所得控除は、高額所得者層の上限（収入金額が１５００万円を超える場合２４５万円）を引き下げます。一方、低・中所得者の給与所得控除を圧縮することには反対します。

○低所得者や子育て世帯に対する「給付つき税額控除」（所得税の減額と給付金の支給を組み合わせて生活を支援するしくみ）を検討します。導入の際は、所得税の応能負担や累進性・再分配機能・最低生活費非課税の重要性を踏まえ、各種控除の統合・廃止による負担増が生じないよう、所得の向上を目的とします。

○廃止された老年者控除（６５歳以上所得１０００万円以下、所得税５０万円・住民税４８万円を控除）や縮小された公的年金等控除（最低保障額１２０万円）を１４０万円に戻すなど、公的年金税制を回復し、年金生活者の負担を軽減します。

○寄附金控除は、適用下限額（現行２０００円）を撤廃するなど寄付金税制を引き続き拡充します。

○勤労者への生活設計支援のために、財形住宅貯蓄制度の非課税限度額を拡大します。

＜資産課税＞

○金融資産性所得に対する課税を強化し、総合課税を追求します。

○贈与税に関しては、家族内の所得移転ではなく、国による再分配機能を重視します。また、相続時精

算課税制度における過剰な非課税枠（２５００万円）を見直します。
○相続税は、富の社会への還元と格差是正をはかる観点から、基礎控除の縮減や最高税率の引き上げなどで課税を強化し、税収調達機能を回復します。不合理な連帯納付制度は引き続き見直し、延滞税を引き下げます。要件の厳しい事業承継税制は見直します。
○膨大な金融資産に対する富裕税の導入を検討します。

＜法人税＞

○社会保障費の企業負担が少ない日本の企業に対し、法人税率の引き下げを転換するとともに、租税特別措置や各種優遇措置を見直し課税ベースを拡大します。
○国家間の法人税率引き下げ競争・国際的な税逃れを防ぐ協調体制を構築します。
○中小企業に対する法人税率は、対象所得（８００万円）を引き上げるとともに、税率を１１％（現在１５％）に引き下げます。
○ＩＦＲＳ（国際会計基準）に対しては、国際動向、法人税収への影響などを見極め、慎重に対応します。中小企業に対しては「中小会計要領」の普及に努めます。

＜環境税・国際連帯税＞

○地球温暖化対策税やガソリン税、自動車関係税を環境税（炭素税）として組みかえます。地球規模の課題を解決するため、航空券連帯税、金融取引税などを早期に導入します。

＜財政金融＞

○日本銀行は、世界に先駆け、ゼロ金利政策、量的緩和、包括的な金融緩和政策などを進めてきました。しかし、デフレの脱却には至らず、雇用者所得も上がらず、雇用の非正規化が進みました。よって、更なる金融緩和に頼るだけではなく、格差・貧困の縮小、将来不安の解消、雇用の安定に向けた財政政策を実施し、国内需要を喚起します。また、金融機関による貸し渋り・貸しはがしを防止し、金融機関から中小零細企業への円滑な融資を行うよう監視します。
○政府の介入を強め、戦時立法だったかつての日銀法に逆戻りしかねない日銀法改正に反対します。
○不公平税制の転換と経済成長による税収増で財政再建を目指すとともに、中期的な財政健全化プログラムを新規に策定します。
○改正貸金業法を堅持するとともに、高金利に頼らなくても生活できるセーフティネットの構築や総合的な生活・経営相談ができる体制を充実します。

１５．外交防衛

１．領土問題は、長期的な視野で解決を目指します

○領土領域の主張を強めれば、相互の偏狭なナショナリズムを刺激しあって、緊張がエスカレートすることは必至です。挑発的な対応を控え、長期的な視野で対話を積み重ねることが必要です。
○竹島だけでなく、尖閣諸島、北方領土問題についても、国際司法裁判所等の第三者の視点を入れた解決をめざします。
○領土紛争のために警察力、防衛力などの実力を行使することに強く反対します。南西諸島への自衛隊配備は認めません。

２．オスプレイ配備反対！　軍事同盟依存から多国間の安全保障体制構築へ転換します

○国土面積の0.6％に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設・区域の74％（約233平方キロメートル）強が集中し、とくに人口が密集する沖縄県中部地域の土地の約24％が米軍施設に占められるという異常な状態が続いています。沖縄の基地負担の軽減、基地の整理・縮小を最優先の課題として取り組みます。
○世界一危険な飛行場と言われる普天間飛行場に、世界一危険な航空機と言われるオスプレイを配備することに強く反対します。日本全土で展開される予定のオスプレイの低空飛行訓練に強く反対します。
○沖縄の基地負担の軽減、基地の整理・縮小は最優先の課題です。辺野古新基地建設、東村高江のヘリパッ

ド建設に反対します。普天間飛行場については、あくまで県外・国外への移設による即時閉鎖・返還を求めます。米軍基地にともなう爆音被害は許しません。
○与那国島への自衛隊配備に反対します。
○在沖縄米軍基地の夜間外出禁止措置の恒久化、日米地位協定の全面改正を求めます。「思いやり予算」を段階的に削減します。
○米兵の事件・事故から住民を守るために、在日米軍基地の夜間外出禁止措置の恒久化を求め、公務外の夜間外出について日本側によって出入の管理を行なわせるよう求めます。基地外居住を縮小し、管理を強化します。日米地位協定の全面改正を求めます。
○本来負担する必要がない「思いやり予算」を段階的に削減します。「思いやり予算」の対象の拡大には強く反対します。
○日米安保条約の軍事同盟の側面を弱めながら、将来的に経済や文化面での協力を中心にした平和友好条約への転換をめざします。
○アジア・太平洋の多国間安全保障対話を推進させます。六国協議の枠組みを発展させ、北東アジア非核地帯と地域安全保障機構の創設をめざします。

３．朝鮮半島の非核化と、戦後処理問題の全面的な解決に全力をあげます

○非軍事面のあらゆる手段を用いて、北朝鮮に核開発・保有の断念を迫ります。単純な「制裁」のみでは何も解決しません。北朝鮮との国交正常化交渉を再開し、粘り強い外交交渉によって拉致問題と戦後処理問題の解決をめざします。
○国会図書館に戦争の事実調査を行なう恒久平和調査局を設置するための「国立国会図書館法改正案」の早期成立をめざします。また、「慰安婦」問題の最終的な解決をはかるために「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の成立をめざします。強制連行、中国残留孤児問題など、残された戦後処理問題の早期解決に取り組みます。旧日本軍兵士の遺骨収集をすすめます。
○広島・長崎で被ばくしたすべての人が認定されるように、原爆症認定基準を全面的に見直します。被ばく二世・三世を含めた包括的な被爆者救済のため被爆者援護法の改正を追求します。
○東京大空襲をはじめとする戦争被害者を救済するため、弔慰金の支給や被害の実態調査、追悼施設建設などを柱とする空襲被害者等援護法を制定します。
○強制連行問題について政治解決をはかるため、ドイツの「記憶・責任・未来財団」にならって国と企業の負担による基金を創設することを検討し、被害者・遺族への補償を行ないます。
○アジアの人々と共有できる歴史認識をつくるため、共同の歴史研究を積み重ねます。
○戦争犠牲者を慰霊するため無宗教で対象を軍人軍属に限らない新たな慰霊施設の建設を検討します。靖国神社への政府首脳の公式参拝は行ないません。

４．平和憲法の理念の実現をめざし、自衛隊を縮小・改編します

○憲法の理念に基づく安全保障政策を実現するために「平和基本法」を制定し、肥大化した自衛隊の規模や装備を必要最小限の水準に改編・縮小します。
○新規の正面装備の契約を控え、防衛費に占める歳出化経費の割合を抑制します。防衛調達をめぐる不祥事の再発防止をはかるため、防衛予算の透明化をはかります。
○「専守防衛」の理念の厳守を求め、攻撃的な装備の保有を抑制します。非現実的で膨大なコストを要するミサイル防衛のための装備の整備は凍結します。
○集団的自衛権の行使を可能とするための憲法解釈の変更に強く反対します。自衛隊の海外派遣のための恒久法や、言論・表現の自由を侵す秘密保全法の制定に反対します。
○海賊問題への対処については、海上保安庁の機能を強化したうえで警察力（海上保安庁）を主体とするものに組み換えます。
○「シビリアン・コントロール」の理念を実質化し、情報公開を進めます。「武器輸出3原則」を厳格に守り、法制化を検討します。
○イラク戦争開戦とイラク戦争への日本の協力の過程の是非について、公式に検証するための委員会を国会に設置します。

○自衛隊内部での人権侵害を防ぎ、自衛官の労働条件等を守るために外部の目で検証・監督する「自衛官オンブズマン」の制度の創設を検討します。

５．国連中心の外交政策をすすめ、非軍事面の国際協力を推進します

○安全保障理事会のあり方を見直すなど、国連の民主的改革を推進し、大国主義ではない民主的な国連をめざします。

○政府開発援助（ODA）予算を、国民総所得の0.7％という国際目標の実現に向けて増額します。ODAを途上国の貧しい人々の生活向上や自立に真に貢献するものに改革します。

○ODAの質を確保するための「援助・開発効果」の考え方に立脚し、途上国の開発政策を尊重し、ODAの説明責任を強化し、他の援助国や国際機関・NGOなどと協調して援助を行なうなど、長期的な視点で国際社会の信頼を得られる援助外交を目指します。

○世界の貧困を2015年までに半減することを掲げた国連の「ミレニアム開発目標（MDGs）」の実現を推進するとともに、すでに制定プロセスに入っている2016年以降の開発目標や枠組み（ポストMDGs）が、真に途上国の貧困解消に役立つものになるように、国際交渉における日本のリーダシップ発揮に努めます。

○ODAを社会開発、人権、女性支援、環境保全など「人間の安全保障」重視に転換します。人権の視点を援助の基礎に据える「権利ベース・アプローチ」（RBA、経済的・社会的・文化的権利を含む人権の概念を中心に据えた開発を行なうこと）をODAの理念として採用します。

○ODAの目的や役割について定めた「ODA基本法」を制定し、現在各省庁に分かれているODAを一本化し、上位政策の形成から案件実施までを統合的に管理・運営出来る効率的な開発援助行政の仕組みを整えます。

○海外の大規模災害への緊急援助や、途上国の開発支援のための協力などに積極的に取り組みます。国連平和維持活動（PKO）への参加は、憲法の枠内の人道的な活動に徹します。

○アフガニスタン復興支援や南スーダン支援については、非軍事・文民・民生を原則として人道面の支援に積極的に取り組みます。

６．北東アジアの非核化、核も戦争もない２１世紀をめざします

○外交・安全保障関係の情報公開のありかたを検討してルール化をはかり、いっそうの情報公開をすすめます。

○国是である非核3原則（持たず、つくらず、持ち込ませず）を厳守し、法制化をめざします。

○核兵器の役割を縮小させるために拡大抑止（核の傘）の役割を対核兵器に限定し、核兵器国による消極的安全保証を再確認します。核兵器国に核の先制不使用宣言をよびかけ、条約化をめざします。将来的には核兵器禁止条約の制定を目指します。

○CTBT（包括的核実験禁止条約）発効やカットオフ条約の具体化を目標に、関係国への働きかけを強め、NPT体制の強化をめざします。NPTの厳格運用をはかり、NPT非加盟国への原子力協力は行ないません。

○核拡散につながるプルトニウム利用政策を転換し、国際的にも批判が強い六ヶ所村の核燃料再処理施設の計画を中止します。

○対人地雷、クラスター弾に続いて劣化ウラン弾を禁止する条約の実現をめざします。

○広島・長崎で被爆したすべての人が認定されるように、原爆症認定基準を全面的に見直します。被爆二世・三世を含めた包括的な被爆者救済のため被爆者援護法の改正を検討します。